

昭和三十七年通商産業省令第八十四号

電気用品安全法施行規則

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に基づき、および同法を実施するため、電気用品取締法施行規則を次のように制定する。
目次
第一章 総則（第一条）
第二章 事業の届出等（第二条―第九条）
第三章 電気用品の適合性検査等（第十条―第十七条）
第四章 販売の制限（第十八条）
第五章 検査機関の登録等
第一節 検査機関の登録（第十九条―第二十条）
第二節 国内登録検査機関（第二十四条―第二十八条）
第三節 外国登録検査機関（第二十九条―第三十三条）
第六章 雑則（第三十四条―第四十八条）
附則
第一章 総則（用語）
第一条 この省令で使用する用語は、別表第二で使用する場合を除き、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第二章 事業の届出等
第三条 法第三条の経済産業省令で定める電気用品の区分は、別表第一のとおりとする。
（事業の届出）
第三条 法第三条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第一による届出書を経済産業大臣（令第六条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第五条第一項、第六条、第八条及び第九条において同じ。）に提出しなければならない。
（型式の区分）
第四条 法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の品名の欄に掲げるそれぞれの電気用品について、同表の型式の区分の欄において要素による区分として掲げるとお

りとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。
2 別表第二の型式の区分の欄において一の要素について要素による区分として掲げる区分が二以上ある電気用品については、前項の規定にかかわらず、それぞれの区分ごとに同項の規定を適用した場合において同項の規定により型式の区分とされるものをすべての区分について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。
（承継の届出）
第五条 法第四条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。
一 法第四条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第三による書面
二 法第四条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第四による書面及び戸籍謄本
三 法第四条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本
四 法第四条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第四条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第五の二による書面及びその法人の登記事項証明書
（変更の届出）
第六条 法第五条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（軽微な変更）
第七条 法第五条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。
（廃止の届出）
第八条 法第六条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（情報の提供）
第九条 法第七条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 提供の請求をしようとする情報の概要
第三章 電気用品の適合性検査等
（基準適合義務に係る例外の承認の申請）
第十条 法第八条第一項第一号の承認を受けようとする者は、様式第八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る電気用品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。
（検査の方式等）
第十一条 法第八条第二項の規定による検査における検査の方式は、別表第三のとおりとする。
2 法第八条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要
二 検査を行った年月日及び場所
三 検査を実施した者の氏名
四 検査を行った電気用品の数量
五 検査の方法
六 検査の結果
3 法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。
（電磁的方法による保存）
第十二条 法第八条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第二十八条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。
2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（証明書と同等なもの）
第十三条 法第九条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）から交付を受けた次条に掲げる方法による検査により法第八条第一項に規定する技術基準及び第十五条に定める基準に適合している旨の書面を有しているときは、当該製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行する当該書面の写し
二 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する事業者（届出事業者に限る。以下この号において「届出製造事業者」という。）が検査機関から交付を受けた法第九条第二項の証明書（届出製造事業者が当該届出製造事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その証明書を交付した検査機関が当該届出製造事業者の求めに応じ発行する当該証明書の写し）
三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして認めるもの
（適合性検査の方法）
第十四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 法第九条第一項第一号に掲げるもの
法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法
二 法第九条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法
（法第九条第二項の経済産業省令で定める基準）
第十五条 法第九条第二項の経済産業省令で定める基準は、別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

りとする。この場合において、要素が二以上ある電気用品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。
2 別表第二の型式の区分の欄において一の要素について要素による区分として掲げる区分が二以上ある電気用品については、前項の規定にかかわらず、それぞれの区分ごとに同項の規定を適用した場合において同項の規定により型式の区分とされるものをすべての区分について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。
（承継の届出）
第五条 法第四条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。
一 法第四条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第三による書面
二 法第四条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第四による書面及び戸籍謄本
三 法第四条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本
四 法第四条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
五 法第四条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第五の二による書面及びその法人の登記事項証明書
（変更の届出）
第六条 法第五条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（軽微な変更）
第七条 法第五条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。
（廃止の届出）
第八条 法第六条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（情報の提供）
第九条 法第七条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 提供の請求をしようとする情報の概要
第三章 電気用品の適合性検査等
（基準適合義務に係る例外の承認の申請）
第十条 法第八条第一項第一号の承認を受けようとする者は、様式第八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る電気用品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。
（検査の方式等）
第十一条 法第八条第二項の規定による検査における検査の方式は、別表第三のとおりとする。
2 法第八条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要
二 検査を行った年月日及び場所
三 検査を実施した者の氏名
四 検査を行った電気用品の数量
五 検査の方法
六 検査の結果
3 法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。
（電磁的方法による保存）
第十二条 法第八条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第二十八条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。
2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。
3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
（証明書と同等なもの）
第十三条 法第九条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）から交付を受けた次条に掲げる方法による検査により法第八条第一項に規定する技術基準及び第十五条に定める基準に適合している旨の書面を有しているときは、当該製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行する当該書面の写し
二 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する事業者（届出事業者に限る。以下この号において「届出製造事業者」という。）が検査機関から交付を受けた法第九条第二項の証明書（届出製造事業者が当該届出製造事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その証明書を交付した検査機関が当該届出製造事業者の求めに応じ発行する当該証明書の写し）
三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして認めるもの
（適合性検査の方法）
第十四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 法第九条第一項第一号に掲げるもの
法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法
二 法第九条第一項第二号に掲げるもの
試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法
（法第九条第二項の経済産業省令で定める基準）
第十五条 法第九条第二項の経済産業省令で定める基準は、別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

(証明書の記載事項)
第十六条 法第九条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定電気用品の型式の区分
- 四 特定電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入事業者にあつては、当該特定電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 五 検査の方法
- 六 法第八条第一項に規定する技術基準及び法第九条第二項の経済産業省令で定める基準(法第九条第二項第二号に係る検査に係るものに限り。)に適合している旨
- 七 証明書の交付年月日(表示の方法)

第十七条 法第十条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示すべき事項について別表第五に規定する表示の方法によるものとする。

- 一 令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品にあつては、別表第六に規定する記号、届出事業者の氏名又は名称及び法第九条第二項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称
- 二 令別表第二に掲げる電気用品にあつては、別表第七に規定する記号及び届出事業者の氏名又は名称

2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限る、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第七十七号)第二条第五項の登録商標をいう。)を用いることができる。

3 前項の規定により承認を受け、又は届出をしようとする届出事業者又は検査機関は、様式第九による申請書又は様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四章 販売の制限

(販売に係る例外的承認の申請)
第十八条 法第二十七条第二項第一号の承認の申請については、第十条各項の規定を準用する。

第五章 検査機関の登録等

第一節 検査機関の登録

(登録の区分)
第十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める特定電気用品の区分は、次のとおりとする。

- 一 電線
- 二 ヒューズ
- 三 配線器具
- 四 電流制限器
- 五 小形单相変圧器及び放電灯用安定器
- 六 電熱器具
- 七 電動力応用機械器具
- 八 電子応用機械器具
- 九 交流用電気機械器具(第二号から前号までに掲げるものを除く。)
- 十 携帯発電機(登録の申請)

第二十條 法第二十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 申請者が法第三十一条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 法第三十二条第一項の規定により、検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第十九条及び第二十条の規定を準用する。

第二節 国内登録検査機関

(事業所の変更の届出)
第二十四条 国内登録検査機関は、法第三十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十五条 国内登録検査機関は、法第三十五条第一項の規定により業務規定の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十三による届出書に業務規定を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十五条第一項後段の規定による業務規定の変更の届出に準用する。
3 法第三十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項

四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項

- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- 八 適合性検査の方法に関する事項
- 九 他の事業者が適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容
- 十 経済産業大臣が告示で定める国際約束等に基づき他の事業者の検査結果を活用する場合に、当該国際約束等の名称
- 十一 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項

第二十六条 国内登録検査機関は、法第三十六条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十六条の二 法第三十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第二十七条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 適合性検査の申請を受けた年月日
- 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

四 適合性検査を行った特定電気用品の品名並びに構造、材質及び性能の概要

- 五 適合性検査を行った年月日
- 六 適合性検査を実施した検査員の氏名
- 七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定電気用品ごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第四十二条第二項の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(電磁的方法による保存)
第二十八条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十二条第二項に規定する当該事項が記録された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 外国登録検査機関

第二十九条 削除

第三十条 第二十四条から第二十八条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十四条」と、第二十五条中「法第三十五条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十五条」と、第二十六条中「法第三十六条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十六条」と、第二十七条中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

(旅費の額)

第三十一条 令第二条の三の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合

において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第三十二條 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

第三十三條 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

3 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 経済産業大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

5 機構が、旅費法第四十六條第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第六章 雑則

第三十四條 法第四十六條第三項の証明書は、様式第十五及び様式第十六によるものとする。

2 法第四十六條第七項の証明書は、様式第十六の二及び様式第十六の三によるものとする。（意見聴取会）

第三十五條 法第五十一條第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一條第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 法第五十一條第一項の予告は、意見の聴取の期日の二十一日前までに行うものとする。

3 前項の予告は、当該審査請求に係る参加人に対ししてもするものとする。（利害関係人）

第三十六條 法第五十一條第三項の利害関係人（参加人を除く）として意見の聴取に参加して

意見を述べようとする者は、意見の聴取の期日の十四日前までに様式第十八による書面をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

2 議長は、前項の規定により書面を提出した者が当該事案について利害関係のあることが疎明されたとき、その者にその旨を意見の聴取の期日の三日前までに通知しなければならない。

（参考人）

第三十七條 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

第三十八條 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

（期日又は場所の変更）

第三十九條 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を審査請求人又は参加人、第三十七條の規定により意見聴取会への出席を求められた者及び第三十六條第二項の規定により当該事案について利害関係のあることが疎明されたと認められた者に通知しなければならない。

（調査）

第四十條 議長は、意見聴取会が終了したときは、遅滞なく、次の事項を記載した調査を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 事件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 意見聴取会に出席して意見を述べた者又はその代理人の氏名又は名称及び住所

意見聴取会において述べられた意見の要旨

五 証拠が提示されたときは、その旨

六 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

第四十一條から第四十三條まで 削除

第四十四條 審査請求人、参加人又は第三十六條第二項の規定により当該事案について利害関係のあることが疎明されたと認められた者は、第四十條の調査を閲覧することができる。

（書類の写しの提出等）

第四十五條 経済産業大臣に対し法第三條、第四條第二項、第五條又は第六條の規定による届出

（電気用品の製造の事業を行うものに係るものに限る。）をする者は、その届出をする書類の写し一通をその届出に係る電気用品を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第四十六條 都道府県知事は、法第四十五條第一項の規定により報告の徴取を行ったときは、令第五條第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴取に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 市長は、法第四十五條第一項の規定により報告の徴取を行ったときは、令第五條第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴取に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3 市長は、その職員に、法第四十六條第一項の規定により立入検査又は質問をさせたときは、令第五條第二項の規定により、その年度中の立入検査又は質問の結果を取りまとめた翌年度の四月三十日までに、様式第二十による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4 市長は、その職員に、法第四十六條第一項の規定により立入検査又は質問をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二十一による報告書を、当該立入検査又は質問に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四十八條 都道府県知事は、法第四十六條第二項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五條第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 市長は、法第四十六條第二項の規定により電気用品を提出すべきことを命じたときは、令第五條第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十二による報告書を、当該命令に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

附則抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十七年八月十五日）から施行する。

8 電気用品取締法の規定に基づく公聴会の手続に関する省令（昭和三十七年通商産業省令第十二号）は、廃止する。

附則（昭和三十七年一月一日通商産業省令第一一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年六月一五日通商産業省令第五一号）抄
この省令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四一年一月一日通商産業省令第二二六号）抄
この省令は、昭和四十二年二月一日から施行する。

附則（昭和四三年一月一九日通商産業省令第一一三三号）抄
この省令は、電気用品取締法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十六号）の施行の日（昭和四十三年十一月十九日）から施行する。

附則（昭和四三年二月二四日通商産業省令第一三四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年一月二七日通商産業省令第六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月八日通商産業省令第一七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月三〇日通商産業省令第五一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第六二に関する改正規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和四五年六月三〇日通商産業省令第五四号）抄
この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附則（昭和四六年一〇月八日通商産業省令第一〇七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三および別表第六二に関する改正規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日から施行する。

この省令の施行の際現に法第十八条または法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に法第十八条または法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る第二十四条第一項の表示の方式につ

いては、改正後の別表第七の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和四七年一月二六日通商産業省令第四号）抄
この省令は、昭和四十七年二月一日から施行する。

附則（昭和四七年三月七日通商産業省令第一八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に法第十八条または法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和四七年五月二六日通商産業省令第六三三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年五月一日通商産業省令第三五号）抄
この省令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附則（昭和四九年二月二日通商産業省令第九二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三並びに別表第六一及び二に関する改正規定は、この省令の施行の日から起算して三月を経過した日から施行する。

この省令の施行の際現に法第十八条又は法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和五三年二月一七日通商産業省令第三号）抄
この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。ただし、別表第八に関する改正規定は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に法第十八条又は法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の第十四条第二項及び別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和五三年二月二七日通商産業省令第四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年三月二七日通商産業省令第五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条又は法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和五七年六月二九日通商産業省令第三〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条又は法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可の有効期間内は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に法第十八条又は法第二十三条第一項の認可を受けている甲種電気用品に係る規則第二十四条第一項の表示の方式にかかわらず、改正後の規則別表第七の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例によることができる。

附則（昭和五八年七月三〇日通商産業省令第四五号）抄
この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附則（昭和五九年二月二五日通商産業省令第六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月一六日通商産業省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条、法第二十三条第一項若しくは法第二十三条の二第二項の認可又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条、法第二十三条第一項若しくは法第二十三条の二第二項の認可又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条、法第二十三条第一項若しくは法第二十三条の二第二項の認可又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月二八日通商産業省令第一〇号）抄
この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は法第二十三条の二第二項の認可を受けている甲種電気用品に係る電気用品取締法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の型式の区分については、改正後の規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第四十七号）附則第五項の規定により法第二十六条の六第一項の表示が付けられているものとみなされる移行乙種電気用品については、法第二十五条第一項の規定に基づく規則第二十四条第一項の規定及び同項の規定に基づく規則別表第七の規定は、この省令の施行の日から三年間は、なおその効力を有する。

附則（昭和六三年一月一三日通商産業省令第二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第二項の認可又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に法第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第二項の認可又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品（電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第四〇七号）附則第四項の規定により法第二十六条の六第一項の表示が付けられているものとみなされる乙種電気用品（以下「移行乙種電気用品」という。）を除く。）に係る第二十四条第一項の表示の方式については、改正後の別表第七の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることことができる。

この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る第二十四条の十二第一項の表示の方式については、改正後の別表第七

この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る第二十四条の十二第一項の表示の方式については、改正後の別表第七

この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る第二十四条の十二第一項の表示の方式については、改正後の別表第七

この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る第二十四条の十二第一項の表示の方式については、改正後の別表第七

この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る第二十四条の十二第一項の表示の方式については、改正後の別表第七

の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

5 改正前の別表第七及び別表第七の二で定める表示の方式に基づいて電気用品(移行乙種電気用品を除く。)に付されている表示並びに前二項の規定に基づいて電気用品に付されている表示は、それぞれ、改正後の別表第七及び別表第七の二で定める方式に基づいて付された表示とみなす。

6 この省令の施行の際現に第二十四条第二項の承認を受けている移行乙種電気用品に係る略称又は届出を行っている移行乙種電気用品に係る登録商標については、第二十四条の十二第二項の承認を受けた略称又は届出を行った登録商標とみなす。

7 この省令の施行の際現に移行乙種電気用品について、別表第七備考3の承認を受けている事項は、改正後の別表第七の二備考2の承認を受けたものとみなす。

附則 (平成元年七月一日通商産業省令第四二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二五日通商産業省令第一〇号)

この省令は、平成三年四月一日より施行する。

附則 (平成三年一月一九日通商産業省令第五一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に電気用品取縮法(以下「法」という。)第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第一項の承認又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係る第十四条の型式の区分については、改正後の別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお、従前の例による。

附則 (平成五年一月一五日通商産業省令第六二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日通商産業省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成七年五月一八日通商産業省令第四七号)

1 この省令は、平成七年七月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に電気用品取縮法(以下「法」という。)第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第一項の承認又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係るこの省令による改正後の電気用品取縮法施行規則(以下「新規則」という。)第十四条の型式の区分については、新規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に法第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第一項の承認又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品(電気用品取縮法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第百七十一号)附則第二条第三項の規定により法第二十六条の六第一項の表示が付されているものとみなされる乙種電気用品(以下「新規則乙種電気用品」という。)を除く。)に係る新規則第二十四条第一項の表示の方式については、新規則別表第七の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることのできる。

4 この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしていいる乙種電気用品に係る新規則第二十四条の十二第一項の表示の方式については、新規則別表第七の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間又は当該乙種電気用品の製造事業者若しくは輸入事業者が通商産業大臣の承認を受けた期間内は、なお従前の例によることのできる。

5 この省令による改正前の電気用品取縮法施行規則(以下「旧規則」という。)別表第七及び別表第七の二で定める表示の方式に基づいて電気用品(移行乙種電気用品を除く。)に付されている表示並びに前二項の規定に基づいて電気用品に付されている表示は、この省令の施行の日から五年間は、それぞれ、新規則別表第七及び別表第七の二で定める方式に基づいて付された表示とみなす。

6 この省令の施行の際現に旧規則第二十四条第二項の承認を受けている移行乙種電気用品に係る略称又は届出を行っている移行乙種電気用品に係る登録商標については、新規則第二十四条の十二第二項の承認を受けた略称又は届出を行った登録商標とみなす。

7 この省令の施行の際現に移行乙種電気用品について、旧規則別表第七備考3の承認を受けている事項は、新規則別表第七の二備考2の承認を受けたものとみなす。

附則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年四月九日通商産業省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年三月三一日通商産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月二六日通商産業省令第三三号)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第七七号)

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月六日通商産業省令第三一四号)

この省令は、平成一三年三月一九日経済産業省令第二〇号)

1 この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

2 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第百二十一号。以下「整理合理化法」という。)附則第四十七条の規定に基づき電気用品安全法第九條第一項の規定による義務を履行したとみなされた者が行う表示であつて改正後の電気用品安全法施行規則(以下「新施行規則」という。)第十七条第一項第一号の規定の適用については、次の各号のいずれかによることのできる。

一 第十七条第一項第一号中「名称及び法第九條第二項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称」とあるのは、「名称及び整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取縮法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二十一条第一項に規定する試験を受けた当該指定試験機関の名称(当該指定試験機関であつた者が電気用品安全法第九條第一項の規定に基づく認定検査機関として認定を受けている場合に於て第十七条第二項の規定による承認を受けた略称又は届出た登録商標を有するときは、当該略称又は登録商標)」とする。

二 第十七条第一項第一号中「名称及び法第九條第二項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称」とあるのは、「名称」とする。

三 整理合理化法附則第四十六条各項の規定に基づき電気用品安全法第三条の規定による届出をしたとみなされた者が行う表示であつて新施行規則別表第五に規定する表示の方法の適用については、この省令の施行の日から特定電気用品にあつては整理合理化法附則第四十七条の規定に基づき電気用品安全法第九條第一項に規定する義務を履行したとみなされてい期間経過後一年を経過する日まで、特定電気用品以外の電気用品にあつては五年を経過する日まで、配線器具の項ただし書中「専ら家屋等に敷設して使用されるもの(プレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものを除く。)(にあつては第十七条各号に規定する記号(特定電気用品にあつては、当該記号及び検査機関名)又は届出事業者名のいずれか一方の表示を包装容器の表面に容易に消えない方法で行う表示をもつて代えることができ、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるもの(プレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものを除く。)(にあつては第十七条各号に規定する記号(特定電気用品にあつては、当該記号及び検査機関名)又は届出事業者名のいずれか一方の表示を包装容器の表面に容易に消えない方法で行う表示をもつて代えることができ、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用

されるものにあつては当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。」とする。

4 この省令の施行前に旧省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日経済産業省令第一一八号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年二月二六日経済産業省令第二四三号)

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第四十九条の次に一条を加える改正規定(第四十九条の二第四項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月一四日経済産業省令第三一〇号) 抄

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年九月三〇日経済産業省令第一三二一号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一五年一月二八日経済産業省令第一四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年二月二七日経済産業省令第二五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一九日経済産業省令第三三〇号)

1 この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一六年八月五日経済産業省令第八一〇号)

1 この省令は、平成十六年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成一六年一〇月二七日経済産業省令第一〇三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成一八年三月二四日経済産業省令第一三三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日経済産業省令第一四四号) 抄

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年四月一六日経済産業省令第三八八号)

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の規定による改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成二〇年五月一四日経済産業省令第三五五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、電気用品安全法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十六号)の施行の日(平成二十年十一月二十日)から施行する。

(経過措置) 第二条 電気用品安全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行前に電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六十九号)による改正後の電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二十二号に掲げる電気用品の製造又は輸入の事業を行つてゐる者について準用する。この場合において、電気用品安全法施行規則第十七条の規定中「届出事業者」とあるのは、「届出をすることとなる事業者」と読み替へるものとする。

附則 (平成二四年一月一三日経済産業省令第四〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百三十三号)の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。ただし、別表第二配線器具に関する改正規定は、平成二十四年一月十三日から施行する。

(経過措置) 第二条 電気用品安全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行前に電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百三十三号)による改正後の電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二十八号(五四)、第九号(一〇)及び(一一)並びに第十二号に掲げる電気用品(以下「追加電気用品」という。)の製造又は輸入の事業を行つてゐる者について準用する。この場合において、電気用品安全法施行規則第十七条の規定中「届出事業者」とあるのは、「届出をすることとなる事業者」と読み替へるものとする。

2 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、この省令の施行前に製造され、又は輸入された追加電気用品については、適用しない。

3 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、平成二十五年一月十三日前に製造、又は輸入されたこの省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則別表第二の配線器具の表延長コードセットの項に掲げる電気用品については、適用しない。

4 この省令の規定による改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の

電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則 (平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四四号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年七月一日経済産業省令第三三三〇号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二九日経済産業省令第四三三〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七〇号)

この省令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1 (第3条関係)

様式第1 (第3条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業届出書
年 月 日

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 3 当該電気用品の型式の区分
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 5 専ら輸出するための当該電気用品の製造 (輸入) の事業を行うとする者にあつては、その旨

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第2 (第5条関係)

様式第2 (第5条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業変更届出書
年 月 日

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の項目	届 出 所
届出 (名称及び代表者の氏名)	
製造 (輸入) する電気用品の区分	
当該電気用品の型式の区分	
製造 (輸入) する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)	
専ら輸出	

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第3 (第5条関係)

様式第3 (第5条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業継続届出書
年 月 日

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり電気用品製造 (輸入) 事業者の事業の継続届出があつたことを証明します。

- 1 届り出した者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 2 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 3 当該製品の型式の区分
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 5 継続届出の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第4 (第5条関係)

様式第4 (第5条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業者情報開示届書
年 月 日

届 出 所
氏 名

次のとおり電気用品製造 (輸入) 事業者について開示届出があつたことを証明します。

- 1 被開示者の住所及び氏名
- 2 被開示者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 3 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 4 当該電気用品の型式の区分
- 5 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 6 電気用品製造 (輸入) 事業者の地位を継承する者として選定された者の住所及び氏名
- 7 継続届出の年月日

(備考) 1 二の用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

2 被開示者、電気用品製造 (輸入) 事業者の地位を継承する者として選定された者以外の開示義務を負ふ者を含む。

様式第5 (第5条関係)

様式第5 (第5条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業者届出証明書 年 月 日

届 出 所
届 出 者 氏 名
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり電気用品製造 (輸入) 事業者について届出があったことを証明します。

- 1 届出届出の年次 (年次)
- 2 届出届出の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 3 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 4 当該電気用品の型式の区分
- 5 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業者を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び所在地並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 6 電気用品製造 (輸入) 事業者の地位を継承した者の住所及び氏名
- 7 届出届出の年月日

(備考) 1 この届出の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。
2 届出者は、2人以上とする。こと。

様式第5の2 (第5条関係)

様式第5の2 (第5条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業者届出証明書 年 月 日

届 出 所
継承事業者 住所
名称及び代表者の氏名
承継者 住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり分別によつて電気用品製造 (輸入) 事業者の事業の承継があったことを証明します。

- 1 継承事業者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 2 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 3 当該製品の型式の区分
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業者を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び所在地並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 5 承継の年月日

(備考) この届出の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第6 (第6条関係)

様式第6 (第6条関係)
事業届出事項変更届出書 年 月 日

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) この届出の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第7 (第8条関係)

様式第7 (第8条関係)
電気用品製造 (輸入) 事業者届出届書 年 月 日

届 出 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 2 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 3 届出の年月日

(備考) この届出の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第8 (第10条、第18条関係)

様式第8 (第10条、第18条関係)
電気用品例外承認申請書 年 月 日

経済産業大臣 宛
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第4条第1項第1号 (第13条第2項第1号) の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 電気用品の品名
- 2 電気用品の種類、材質及び性能の概要
- 3 社会と人の健康確保
- 4 承認を申請する理由
- 5 用途
- 6 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の制限
- 8 届出の年次及び電気用品の区分の区分

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第9 (第17条関係)

様式第9 (第17条関係)
船舶表示承認申請書 年 月 日

経済産業大臣 宛
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法施行規則第15条第3項の規定により船舶事業者 (検査機関) の氏名又は名称に代えて船舶事業者を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

電気用品 (船舶検査を行う船舶電気用品) の区分	船舶に付される事項	船舶

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第10 (第17条関係)

様式第10 (第17条関係)
登録商標表示届出書 年 月 日

経済産業大臣 宛
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法施行規則第15条第3項の規定により船舶事業者 (検査機関) の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

電気用品 (船舶検査を行う船舶電気用品) の区分	船舶商標に付される事項	登録商標

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付する。

様式第11 (第20条、第23条関係)

様式第11 (第20条、第23条関係)
登録 (登録の変更) 申請書 年 月 日

経済産業大臣 宛
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第29条第1項 (第32条第2項) において適用する同法第29条第1項の規定に基づき同法第29条第1項 (第32条第4項) の登録 (登録の変更) を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う特定電気用品の区分
- 2 事業者の名称及び住所

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第12 (第24条、第30条関係)

様式第12 (第24条、第30条関係)

業務 廃 棄 票 紙

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
ついてはその代表者の氏名

電気用品安全法第34条(第42条の3第2項において準用する第34条)の規定により、
次のとおり届出ます。

1 廃棄しようとする事業者の名称及び所在地

2 廃棄の年月日

3 廃棄の理由

(備考) 1 この届出の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 3は、郵送、持参又は郵送の普及がその理由を記載すること。
3 1は、事業者及び事業者の住所を記載すること。

様式第13 (第25条、第30条関係)

様式第13 (第25条、第30条関係)

業務 規 定 (変 更) 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
ついてはその代表者の氏名

電気用品安全法第35条第1項(第42条の3第4項において準用する第35条第1項)の
規定により業務規定(業務規定の変更)を届出のとおりに届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考) 1 この届出の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 1、2は業務規定変更の届出の場合に記載すること。

様式第14 (第26条、第30条関係)

様式第14 (第26条、第30条関係)

業務 停 止 (廃 止) 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
ついてはその代表者の氏名

電気用品安全法第36条(第42条の3第2項において準用する第36条)の規定により、
適合性検査の業務の一部(全部)の停止(廃止)を次のとおり届け出ます。

1 停止(廃止)しようとする適合性検査の業務の範囲

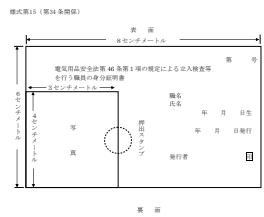
2 停止(廃止)の年月日

3 停止の期間

4 停止(廃止)の理由

(備考) この届出の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15 (第34条関係)



電気用品安全法(昭和36年法律第214号)附則1

第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な事項において、その職権
に、電気用品の検査、輸入若しくは設置の事業者が行う又は第34条第2項
に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は事業所に出入
り、電気用品、設備、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問する
こととする。

第58条 次の各号の一に該当する者は、30日以下の罰金に処する。
七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を受け、却つて、拒し又は回
避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく供述をせず、
詳しくは虚偽の供述をした者

様式第16 (第34条関係)

様式第16 (第34条関係)

表 紙
A4用紙(縦向き)

電気用品安全法 第46条第2項の規定による立入検査等
を行つた際の身分証明書

氏名
氏名
年 月 日 生
年 月 日 発行

職 務
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 第71号

第46条
経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、国内無線局の事務又は事業に関し立ち入り、業務の状況若しくは設備、業務中の状態の検査を命ずる。又は関係者に説明を命ずることができる。

第46条 次の各号の一に該当する者は、30日以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による罰金に對して、正當な理由なく罰金をせず、若しくは懲罰の確定をした者

様式第16の2 (第34条関係)

様式第16の2 (第34条関係)

表 紙
A4用紙(縦向き)

電気用品安全法 第46条第1項の規定による立入検査等
を行つた際の身分証明書

氏名
氏名
年 月 日 生
年 月 日 発行

職 務
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 第71号

第46条
経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行つた事業者若しくは第三十九条第二項に規定する事業者を行つた事業者、労働、業務、設備に立ち入り、電気用品、労働、業務その他の物件を検査させ、又は関係者に罰金3000円を命ずることができる。

第46条 次の各号の一に該当する者は、30日以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による罰金に對して、正當な理由なく罰金をせず、若しくは懲罰の確定をした者

様式第16の3 (第34条関係)

様式第16の3 (第34条関係)

表 紙
A4用紙(縦向き)

電気用品安全法 第46条第2項の規定による立入検査等
を行つた際の身分証明書

氏名
氏名
年 月 日 生
年 月 日 発行

職 務
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

署 長
経済産業大臣

電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 第71号

第46条
経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、国内無線局の事務又は事業に関し立ち入り、業務の状況若しくは設備、業務中の状態の検査を命ずる。又は関係者に説明を命ずることができる。

第46条 次の各号の一に該当する者は、30日以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による罰金に對して、正當な理由なく罰金をせず、若しくは懲罰の確定をした者

様式第17 (第36条関係)

様式第17 (第36条関係)

別 寄 附 保 人 詳 明 書

氏 名
氏名 (本名及び代表者の氏名)

経済産業大臣 署 長
経済産業大臣 署 長

(特 名) の寄附義務に參加して寄附を述べたので、電気用品安全法施行規則第36条第1項の規定により次のとおり別寄附のあることを證明します。

1 別寄附の寄附のあり方は、職業及び関係
2 別寄附の内容
3 原資の要否
4 代理人を依頼する者については、当該寄附の氏名(代表者)と本人との関係

(備考) 1 掲載の大きさは、日本産業規格A4とする。こと。
2 代理人を依頼する者については、委任状を添附すること。

様式第18 (第36条関係)

削除

様式第 19 (第 46 条関係)

様式第 19 (第 46 条関係)
 報告徴収の実施報告書 年 月 日
 経済産業大臣 殿 経済産業省 提出
 経済産業省 提出
 電気用品安全法施行令第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日	報告事項	所 属 地	業 種 内 容
-------	------	-------	---------

様式第 20 (第 47 条関係)

様式第 20 (第 47 条関係)
 立入検査実施状況報告書 (年度分) 年 月 日
 経済産業大臣 殿 経済産業省 提出
 経済産業省 提出
 電気用品安全法施行令第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

立入検査実施状況	
立入検査実施回数	立入検査実施事業者数

(内訳)

年 月 日	電気用品の区分	立入検査実施事業者数	検査種別		場 所 内 容		備考
			安全確認検査	安全確認検査以外の検査	検査内容	検査結果	
合 計							

(備考) 1 この開報のときは、日本標準規格 AA とする。
 2 立入検査を受けた事業者のうち電気用品を数計していないものはを電計することとする。
 3 事業者数数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

様式第 21 (第 47 条関係)

様式第 21 (第 47 条関係)
 指令に違反する電気用品の報告書 年 月 日
 経済産業大臣 殿 経済産業省 提出
 経済産業省 提出
 電気用品安全法施行令第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日	報告事項	所 属 地	業 種 内 容	違反内容	違反事業者	違反品名
-------	------	-------	---------	------	-------	------

様式第 22 (第 48 条関係)

様式第 22 (第 48 条関係)
 電気用品輸出命令の実施報告書 年 月 日
 経済産業大臣 殿 経済産業省 提出
 経済産業省 提出
 電気用品安全法施行令第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日	報告事項	所 属 地	業 種 内 容	輸出品名	輸出事業者	輸入品名	輸入品名
-------	------	-------	---------	------	-------	------	------

別表第一 電気用品の区分 (第2条関係)	
1	電気用品の区分 ゴム系絶縁電線類 (絶縁体にゴムを使用する電線又は電気温床線)
2	合成樹脂系絶縁電線類 (絶縁体に合成樹脂その他のゴム以外の物を使用する電線又は電気温床線)
3	金属製電線管類
4	金属製電線管類附属品 (金属製の電線管類若しくは可撓電線管の附属品又はケーブル配線用スイッチボックス)
5	合成樹脂製等電線管類 (合成樹脂製その他 (金属製を除く。)) の電線管類又は可撓電線管)
6	合成樹脂製等電線管類附属品 (合成樹脂製の電線管類若しくは可撓電線管の附属品又はケーブル配線用スイッチボックス)
7	つめ付ヒューズ
8	包装ヒューズ類 (つめ付ヒューズ及び温度ヒューズ以外のヒューズ)
9	温度ヒューズ
10	配線器具
11	電流制限器
12	小形单相変圧器類 (小形单相変圧器、電圧調整器又は放電灯用安定器)
13	小形交流電動機
14	電熱器具
15	電動力応用機械器具
16	光源及び光源応用機械器具
17	電子応用機械器具 (令別表第1第8号に掲げるものを含む。)
18	交流用電気機械器具 (令別表第1第9号及び令別表第2第11号に掲げるもの)
19	携帯発電機
20	リチウムイオン蓄電池 (令別表第2第12号に掲げるもの)

別表第二 型式の区分 (第4条関係)	
品名	型式の区分
要素	区分
導体の区分	銅のもの
主材料	(1) その他のもの
導体の太さ	(1) より線のものにあつては断面積が8・0 m ² 以下のも、単線のものを

絶縁体の主材料	線心の用途
(1) 天然ゴム混合物のもの	(1) 単心のもの
(2) ブチルゴム混合物のもの	(2) 2心以上のもの
(3) クロロプレンゴムのもの	(1) 一般固定配線用のもの
(4) エチレンプロピレンゴム混合物のもの	(2) その他のもの
(5) クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの	(1) より線のもの及び断面積が8・0 m ² 以下のもの、単線のもの
(6) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものを除く。)	(2) 断面積が8・0 m ² 以下のも、単線のもの
(7) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものに限る。)	(1) より線のもの及び断面積が8・0 m ² 以下のもの、単線のもの
(8) その他のもの	(2) 断面積が8・0 m ² 以下のもの

絶縁体の主材料	線心の用途
(1) 天然ゴム混合物のもの	(1) 単心のもの
(2) ブチルゴム混合物のもの	(2) 2心以上のもの
(3) エチレンプロピレンゴム混合物のもの	(1) 一般固定配線用のもの
(4) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものを除く。)	(2) その他のもの
(5) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものに限る。)	(1) より線のもの及び断面積が8・0 m ² 以下のもの、単線のもの
(6) その他のもの	(2) 断面積が8・0 m ² 以下のもの

絶縁体の主材料	線心の用途
(1) 天然ゴム混合物のもの	(1) 単心のもの
(2) クロロプレンゴムのもの	(2) 2心以上のもの
(3) エチレンプロピレンゴムのもの	(1) 一般固定配線用のもの
(4) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものを除く。)	(2) その他のもの
(5) けい素ゴム混合物のもの (機械的強度を強化したものに限る。)	(1) より線のもの及び断面積が8・0 m ² 以下のもの、単線のもの
(6) その他のもの	(2) 断面積が8・0 m ² 以下のもの

キャブタイヤコード	絶縁体の主材	外装の材料	導体の種類	線心の構造	耐震性
(1) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (2) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (3) その他のもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) 耐燃性エチレンゴム混合物のもの (4) ビニル混合物のもの (5) 耐熱性ビニル混合物のもの (6) その他のもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) 耐燃性エチレンゴム混合物のもの (4) ビニル混合物のもの (5) 耐熱性ビニル混合物のもの (6) その他のもの	(1) A種のもの (2) その他のもの	(1) 同一のもの (2) 異なるもの	(1) あるもの (2) ないもの

1 ゴムキャブタイヤケーブル 2 ビニルキャブタイヤケーブル	金属製の導線	絶縁体の断面積	絶縁体の主材	線心の構成	種別	外装の材料	耐震性	金属製の導線
(1) 8.0 mm ² 以下 (2) 8.0 mm ² を超え3.2 mm ² 以下のもの (3) 3.2 mm ² を超えるもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) ブチルゴム混合物のもの (3) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (4) けい素ゴム混合物のもの（機械的強度を強化したものに限定。） (5) その他のもの	(1) 単心のもの (2) 2心以上のもの (3) 丸形のもの (4) 平形のもの (5) その他のもの	(1) 1種キャブタイヤ (2) 2種キャブタイヤ (3) 3種キャブタイヤ (4) 4種キャブタイヤ (5) 2種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (6) 3種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの	(1) 1種キャブタイヤ (2) 2種キャブタイヤ (3) 3種キャブタイヤ (4) 4種キャブタイヤ (5) 2種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (6) 3種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの	(1) ビニル混合物のもの (2) 耐熱性ビニル混合物のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの

電気温床線

層	熱衝	絶縁体の主材	費用	定格消費電力	定格電圧	補強線	金属製の導線	耐震性	絶縁体の主材	種別	外装の材料	耐震性	
(2)	(1) あるもの (3) その他のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム	(1) 400W以下のも (2) 400Wを超え800W以下のもの (3) 800Wを超えるもの	(1) 400W以下のも (2) 125Vを超えるもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) ブチルゴム混合物のもの (3) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (4) けい素ゴム混合物のもの (5) 2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブルのもの (6) 3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブルのもの (7) 4種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (8) 3種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (9) 2種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (10) 1種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの	(1) 1種キャブタイヤ (2) 2種キャブタイヤ (3) 3種キャブタイヤ (4) 4種キャブタイヤ (5) 2種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの (6) 3種クロロプレンキャブタイヤケーブルのもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) 耐燃性エチレンゴム混合物のもの (4) けい素ゴム混合物のもの (5) 2種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (6) 3種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (7) 4種クロロプレン混合物のもの (8) 3種クロロプレン混合物のもの (9) 2種クロロプレン混合物のもの (10) 1種クロロプレン混合物のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの

合成樹脂系絶縁電線類

合成樹脂系絶縁電線類	導体の種類	導体の断面積	絶縁体の主材	種別	外装の材料	耐震性	金属製の導線	耐震性	絶縁体の主材	種別	外装の材料	耐震性
合成樹脂系絶縁電線類	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) より線のものにあつた（平形以下のもの、単線のもの） (2) 3.2 mm ² 以下のもの (3) 3.2 mm ² を超えるもの	(1) ビニル混合物のもの (2) 耐熱性ビニル混合物のもの (3) ポリエチレン混合物のもの (4) 耐燃性ポリエチレン混合物のもの (5) 架橋ポリエチレン混合物のもの (6) 耐燃性架橋ポリエチレン混合物のもの (7) ポリエステル混合物のもの (8) ポリプロピレン混合物のもの (9) ポリカーボネート混合物のもの (10) ふつ素樹脂混合物のもの（耐熱性ふつ素樹脂混合物のものを除く。以下この表において同じ。）	(1) 銅のもの (2) より線のもの (3) 丸形のもの (4) 平形のもの (5) その他のもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) 耐燃性エチレンゴム混合物のもの (4) けい素ゴム混合物のもの (5) 2種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (6) 3種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (7) 4種クロロプレン混合物のもの (8) 3種クロロプレン混合物のもの (9) 2種クロロプレン混合物のもの (10) 1種クロロプレン混合物のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) ビニル混合物のもの (2) 耐熱性ビニル混合物のもの (3) ポリエチレン混合物のもの (4) 耐燃性ポリエチレン混合物のもの (5) 架橋ポリエチレン混合物のもの (6) 耐燃性架橋ポリエチレン混合物のもの (7) ポリエステル混合物のもの (8) ポリプロピレン混合物のもの (9) ポリカーボネート混合物のもの (10) ふつ素樹脂混合物のもの（耐熱性ふつ素樹脂混合物のものを除く。以下この表において同じ。）	(1) 銅のもの (2) より線のもの (3) 丸形のもの (4) 平形のもの (5) その他のもの	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) 耐燃性エチレンゴム混合物のもの (4) けい素ゴム混合物のもの (5) 2種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (6) 3種耐燃性エチレンゴム混合物のもの (7) 4種クロロプレン混合物のもの (8) 3種クロロプレン混合物のもの (9) 2種クロロプレン混合物のもの (10) 1種クロロプレン混合物のもの	(1) あるもの (2) ないもの

ケープル（合導体の 別表第一第一 号（2）に掲 げるものに限 る。）	絶縁体の 主材	外装の 主材料	ネオン電線		絶縁体の 主材	蛍光灯電線	用途	主たる 用途	構成	線心の 構成	混合物の もの	（1） 耐熱性ふつ素樹脂 （12） その他のもの
			圧	定格電								

ケープル（合導体の 別表第一第一 号（2）に掲 げるものに限 る。）	絶縁体の 主材	外装の 主材料	（1） クロロブレンゴム混 （2） クロスルホン化ポ リエチレンゴム混合物のも の （3） けい素ゴム混合物の もの（機械的強度を強化し たものに限る。） （4） ビニル混合物のもの （5） 耐熱性ビニル混合物 のもの （6） ポリエチレン混合物 のもの （7） 耐熱性ポリエチレン 混合物のもの （8） 架橋ポリエチレン混 合物のもの （9） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （10） その他のもの	線心の （1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	用途 （1） コンクリート直埋用 （2） その他のもの	（1） ビニル混合物のもの （2） 耐熱性ビニル混合物 のもの （3） ポリエチレン混合物 のもの （4） 架橋ポリエチレン混 合物のもの （5） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （6） その他のもの	（1） 銅のもの （2） その他のもの	（1） アクセスフロア用の （2） その他のもの	（1） 袋打ちビ ニルコード （2） 丸打ちビ ニルコード （3） その他の コード	（1） 耐熱性ポリエチレン （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの	（1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	（1） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの
--	------------	------------	---	---------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------	-----------------------------	---	--	--------------------------	--

ケープル（合導体の 別表第一第一 号（2）に掲 げるものに限 る。）	絶縁体の 主材	外装の 主材料	（1） 銅のもの （2） その他のもの	（1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	用途 （1） コンクリート直埋用 （2） その他のもの	（1） ビニル混合物のもの （2） 耐熱性ビニル混合物 のもの （3） ポリエチレン混合物 のもの （4） 架橋ポリエチレン混 合物のもの （5） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （6） その他のもの	（1） 銅のもの （2） その他のもの	（1） アクセスフロア用の （2） その他のもの	（1） 袋打ちビ ニルコード （2） 丸打ちビ ニルコード （3） その他の コード	（1） 耐熱性ポリエチレン （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの	（1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	（1） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの
--	------------	------------	------------------------	--------------------------	-----------------------------------	--	------------------------	-----------------------------	---	--	--------------------------	--

ケープル（合導体の 別表第一第一 号（2）に掲 げるものに限 る。）	絶縁体の 主材	外装の 主材料	（1） 銅のもの （2） その他のもの	（1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	用途 （1） コンクリート直埋用 （2） その他のもの	（1） ビニル混合物のもの （2） 耐熱性ビニル混合物 のもの （3） ポリエチレン混合物 のもの （4） 架橋ポリエチレン混 合物のもの （5） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （6） その他のもの	（1） 銅のもの （2） その他のもの	（1） アクセスフロア用の （2） その他のもの	（1） 袋打ちビ ニルコード （2） 丸打ちビ ニルコード （3） その他の コード	（1） 耐熱性ポリエチレン （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの	（1） 単心のもの （2） 2心以上のもの	（1） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （2） 耐熱性架橋ポリエチ レン混合物のもの （3） その他のもの
--	------------	------------	------------------------	--------------------------	-----------------------------------	--	------------------------	-----------------------------	---	--	--------------------------	--

合成樹脂製等の電線管類	1 合成樹脂製主材料	（1）塩化ビニルのもの	（1）金属製の電線管	絶縁（1）あり （2）ない （3）その他	形式のねじ止め型のもの （2）ねじ止め型のもの （3）その他	接続の方（1）ねじ （2）ねじ止め型のもの （3）その他	気垂鉛めつきのもの （3）その他のもの
	2 合成樹脂製可撓管	（2）ポリエチレンのもの （3）その他のもの	（2）金属製の電線管 （3）その他のもの				
	3 CD管	（3）その他のもの	（3）その他のもの				

合成樹脂製等の電線管類	CD管の場合（2）タイプ2 （3）その他のもの	用途 （1）塩化ビニル （2）ポリエチレン （3）その他	1 合成樹脂製等のエールポー	1 定格電圧（1）125V以下のもの （2）125Vを超えるもの	1 定格電圧（1）125V以下のもの （2）125Vを超えるもの
			2 合成樹脂製等のケーブル （1）塩化ビニル （2）その他		

包装ヒューズ類	1 管形ヒューズ 2 その他の包装ヒューズ（筒形ヒューズ及び栓形ヒューズを除く。）	1 定格電圧（1）125V以下のもの （2）125Vを超えるもの	1 定格電圧（1）5A以下のもの （2）5Aを超え15A以下のもの （3）15Aを超え30A以下のもの （4）30Aを超え60A以下のもの （5）60Aを超え100A以下のもの （6）100Aを超えるもの	1 可溶体の形状（1）糸状のもの （2）板状のもの （3）その他のもの	1 接続の方（1）ねじ （2）ねじ止め型のもの （3）その他	1 可溶体の形状（1）糸状のもの （2）板状のもの （3）その他のもの	1 可溶体の形状（1）糸状のもの （2）板状のもの （3）その他のもの	1 用途（1）電動機用のもの （2）その他のもの
---------	--	-------------------------------------	---	---	--------------------------------------	---	---	-----------------------------

端子	（1）刃形のもの （2）筒形のもの （3）縮付け形のもの （4）リード線付きのもの （5）その他のもの	（1）あるもの （2）ないもの （3）フェノール樹脂のもの （4）ファイバーのもの （5）磁器のもの又はガラスのもの （6）ポリエステル樹脂のもの （7）メラミン樹脂のもの （8）エーリア樹脂のもの （9）その他のもの	（1）1のもの （2）2以上のもの	（1）銀のもの （2）アルミニウムのもの （3）亜鉛のもの （4）鉛のもの （5）銅のもの （6）その他のもの	（1）3相で2.2kWを超え3.7kW以下のもの （2）3相で3.7kWを超え7.5kW以下のもの （3）3相で7.5kWを超え10kW以下のもの （4）3相で10kWを超え15kW以下のもの （5）3相で15kWを超え20kW以下のもの （6）3相で20kWを超え25kW以下のもの （7）3相で25kWを超え30kW以下のもの （8）3相で30kWを超え35kW以下のもの （9）3相で35kWを超え40kW以下のもの	（1）3相で2.2kWを超え3.7kW以下のもの （2）3相で3.7kWを超え7.5kW以下のもの （3）3相で7.5kWを超え10kW以下のもの （4）3相で10kWを超え15kW以下のもの （5）3相で15kWを超え20kW以下のもの （6）3相で20kWを超え25kW以下のもの （7）3相で25kWを超え30kW以下のもの （8）3相で30kWを超え35kW以下のもの （9）3相で35kWを超え40kW以下のもの
----	---	---	----------------------	--	---	---

排気孔	(1) あるもの (2) ないもの
溶断の	(1) あるもの (2) ないもの
用途	(1) 電動機用のもの (2) 電子機器用のもの (3) 短絡保護専用のもの (4) その他のもの
定格電流	(1) 1000A以下のもの (2) 1000Aを超え3000A以下のもの (3) 3000Aを超え5000A以下のもの (4) 5000Aを超え10000A以下のもの (5) 10000Aを超え15000A以下のもの (6) 15000Aを超え20000A以下のもの (7) 20000Aを超え25000A以下のもの (8) 25000Aを超え30000A以下のもの (9) 30000Aを超え35000A以下のもの (10) 35000Aを超え40000A以下のもの (11) 40000Aを超え45000A以下のもの (12) 45000Aを超え50000A以下のもの (13) 50000Aを超え55000A以下のもの (14) 55000Aを超え60000A以下のもの

筒形ヒューズ	(1) 筒形のもの (2) 栓形のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(1) 5A以下のもの (2) 5Aを超え30A以下のもの (3) 30Aを超え100A以下のもの (4) 100Aを超えるもの
適用電機	(1) 単相で200W以下のもの (2) 単相で200Wを超過し750W以下のもの (3) 単相で750Wを超過し1500W以下のもの (4) 3相で750W以下のもの (5) 3相で750Wを超過し3750W以下のもの (6) 3相で3750Wを超過するもの
可溶体の主材	(1) 銀のもの (2) 亜鉛のもの (3) 銅のもの (4) その他のもの
内筒	(1) あるもの (2) ないもの
再使用	(1) できるもの (2) できないもの
内部充てん物	(1) あるもの (2) ないもの
端子	(1) 刃形のもの (2) 筒形のもの

温度ヒューズ	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電圧	(1) 5A以下のもの (2) 5Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超え30A以下のもの (4) 30Aを超えるもの
動作温度	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの
用途	(1) 電動機用のもの (2) 短絡保護専用のもの (3) その他のもの
溶断の	(1) あるもの (2) ないもの
定格電流	(1) 1,500A以下のもの (2) 1,500Aを超え5,000A以下のもの (3) 5,000Aを超え10,000A以下のもの (4) 10,000Aを超え20,000A以下のもの (5) 20,000Aを超え30,000A以下のもの (6) 30,000Aを超えるもの
断電流	(1) 1,500A以下のもの (2) 1,500Aを超え5,000A以下のもの (3) 5,000Aを超え10,000A以下のもの (4) 10,000Aを超え20,000A以下のもの (5) 20,000Aを超え30,000A以下のもの (6) 30,000Aを超えるもの

配線器具	(1) タンブラ (2) ロータリ (3) 押しボタンスイッチ (4) プルススイッチ (5) 中間スイッチ (6) ペンダントスイッチ (7) その他の点滅器
可溶体の形状	(1) 板状のもの (2) 塊状のもの (3) その他のもの
端子	(1) つめ形(丸形を含む。)のもの (2) ないもの (3) あるもの
容器	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの
主材	(1) 鉛及びビスマスの合金 (2) すず、鉛及びビスマスの合金以外の合金のもの (3) 合成樹脂又は有機化合物のもの (4) その他のもの
電機	(1) あるもの (2) ないもの
用途	(1) 200℃を超え220℃以下のもの (2) 220℃を超え240℃以下のもの (3) 240℃を超え260℃以下のもの (4) 260℃を超え280℃以下のもの (5) 280℃を超え300℃以下のもの (6) 300℃を超えるもの

適用電動機の定格容量(適)	(1) 100W以下のもの (2) 100Wを超え200W以下のもの (3) 200Wを超え400W以下のもの (4) 400Wを超え750W以下のもの (5) 750Wを超えるもの
電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの
接続する極	(1) 単極のもの (2) 2極以上のもの
切換え(開操作を含む。以下同じ)	(1) 2以下のもの (2) 3以上のもの
開閉機構の方式	(1) 機械式のもの (2) その他のもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの
外郭の材料(機械器具に組み込まれる構造のものの場合を除く)	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの
ボタンの数(電磁開閉器操作用以外のもの)	(1) 単ボタンのもの (2) 2ボタンのもの (3) 3ボタン以上のもの

1 タイムスイッチ	2 街灯スイッチ	3 光電式自動点滅器	用途	種類	防水構造	定格電圧	定格電流	接続する電線の種類	開閉機構の方式	接点の材料	主絶縁体の材料	使用方法に制限
			(1) 電子機械器具に組み込まれるもの (2) 機械器具に組み込まれるもの(電子機械器具に組み込まれるものを除く) (3) その他のもの	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え10A以下のもの (3) 10Aを超え15A以下のもの (4) 15Aを超え20A以下のもの (5) 20Aを超えるもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 機械式のもの (2) その他のもの	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの	(1) 電子機械器具に組み込まれるもの (2) 機械器具に組み込まれるもの(電子機械器具に組み込まれるものを除く) (3) その他のもの

1 カットアウトスイッチ	2 カバー付ナイフスイッチ	リモートコントロール	外郭の材料	操作の方式(街灯スイッチの場合に限る)	駆動の方式(タイムスイッチの場合も含む)	種類(光電式自動点滅器の場合に限る)	電圧	電流	接続する電線の種類	接点の材料	主絶縁体の材料	定格電圧	定格電流
			(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) タンブラー式のロータリー式の引きひも式のもの (2) その他のもの	(1) ぜんまい式の電池式の商用周波数の交流のもの (2) その他のもの	(1) 一体方式のもの (2) 分離方式のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 10A以下のもの (2) 10Aを超え20A以下のもの (3) 20Aを超えるもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) その他のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 10A以下のもの (2) 10Aを超え20A以下のもの (3) 20Aを超えるもの

極	回路の接続方式	接続する電線の種類	取付けヒューズの種類	定格遮断電流(非の包装ヒューズを取付けるリ付ける)	カットアウトスイッチの場	カバー付ナイフスイッチの場合に限る	カットアウト	極	接続する電線の種類
(1) 2極以下のもの (2) 3極以上のもの	(1) 電線直付けのもの (2) その他のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) つめ付ヒューズのもの (2) その他のもの	(1) 1,500A以下のもの (2) 1,500Aを超えるもの	カットアウトスイッチの場	カットアウトスイッチの場合に限る	カットアウト	(1) 単極のもの (2) 2極のもの (3) 単相3線用で3極のもの (4) その他のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの

箱開閉器	取付けヒューズの種類	(1) つめ付ヒューズのもの (2) 栓形ヒューズのもの (3) その他のもの
	外郭の材料	(1) 金属のもの (2) 磁器のもの (3) 合成樹脂のもの (4) その他のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	
定格電流	(1) 5A以下のもの (2) 5Aを超えるもの	

流表示のあるもの(2)	5Aを超え15Aの場合に(3) 15Aを超え30A以下のもの (4) 30Aを超え60A以下のもの (5) 60Aを超えるもの
適用電動機の定格容量(適)	(1) 単相で200W以下のもの (2) 単相で400W以下のもの (3) 単相で750W以下のもの (4) 単相で750Wを超えるもの (5) 3相で750W以下のもの (6) 3相で750Wを超えるもの (7) 3相で2.2kWを超えるもの (8) 3相で7.5kW以下のもの (9) 3相で7.5kWを超えるもの
極	(1) 2極以下のもの (2) 3極以上のもの
電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの (2) プラグイン式のもの (3) その他のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの
ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの
取付けヒューズの種類	(1) つめ付ヒューズのもの (2) 筒形ヒューズのもの

栓形ヒューズのもの(3)	その他のもの(4)	刃形のもの塊状のものその他のもの(2)	銀のもの又は銀合金のもの又は銅合金のもの(1)	銅のもの又は銅合金のもの(2)	その他のもの(3)	あるもの(1)	ないもの(2)	1のもの(1)	2のもの(2)	3以上のもの(3)	熱動式のもの電磁式のものその他のもの(1)	電磁式のもの(2)	金属のもの合成樹脂のものその他のもの(3)	金属のもの(1)	合成樹脂のもの(2)	その他のもの(3)	1,000A以下(1)	1,000Aを超えるもの(2)	500A以下のもの(3)	1,500Aを超えるもの(4)	2,500Aを超えるもの(5)	5,000Aを超えるもの(6)	7,500Aを超えるもの(7)	10,000A以下のもの(8)	15,000Aを超えるもの(9)
--------------	-----------	---------------------	-------------------------	-----------------	-----------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------------------	-----------	-----------------------	----------	------------	-----------	-------------	-----------------	--------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------

極	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	定格電流	(1) 30A以下のもの (2) 30Aを超えるもの (3) 60Aを超えるもの (4) 750W以下のもの (5) 750Wを超えるもの (6) 3相で7.5kW以下のもの (7) 3相で7.5kWを超えるもの
防水構造	防雨型のもの(1)	防浸型のもの(2)
	非防水型のもの(3)	
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	
定格電流	(1) 30A以下のもの (2) 30Aを超えるもの (3) 60Aを超えるもの (4) 750W以下のもの (5) 750Wを超えるもの (6) 3相で7.5kW以下のもの (7) 3相で7.5kWを超えるもの	
適用電動機の定格容量(適)	(1) 単相で400W以下のもの (2) 単相で400Wを超えるもの (3) 単相で750W以下のもの (4) 単相で750Wを超えるもの (5) 3相で7.5kW以下のもの (6) 3相で7.5kWを超えるもの	
ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの	
取付けヒューズの種類	(1) つめ付ヒューズのもの (2) 筒形ヒューズのもの	

配線用遮断器	式相及び線	超えるもの	(1) 30, 000 Aを	(2) 20, 000 Aを	(3) 30, 000 Aを	(4) 10, 000 Aを	(5) 10, 000 Aを	(6) 10, 000 Aを	(1) 1, 500 A以下	(2) 1, 500 Aを	(3) 5, 000 Aを	(4) 5, 000 Aを	(5) 5, 000 Aを	(6) 5, 000 Aを	(1) 3極以上のもの	(2) ねじ端子のもの	(3) その他のもの	(4) 鋼のもの	(5) その他のもの	(6) 刃形のもの	(7) 塊状のもの	(8) その他のもの	(9) A種のもの	(10) E種のもの	(11) その他のもの	(12) 金のもの	(13) 銀のもの又は銀合金のもの	(14) 銅のもの	(15) 銅の他のもの	(16) 鋼の他のもの	(17) 銅の他のもの	(18) プラグイン式の	(19) 単極のもの	(20) 2極のもの	(21) 3極以上のもの	(22) 50 Aを超えるもの	(23) 15 A以下のもの	(24) 15 Aを超えるもの	(25) 30 A以下のもの	(26) 30 Aを超えるもの	(27) 50 Aを超えるもの	(28) 125 Vを超えるもの

配線用遮断器	式相及び線	超えるもの	(1) 30, 000 Aを	(2) 20, 000 Aを	(3) 30, 000 Aを	(4) 10, 000 Aを	(5) 10, 000 Aを	(6) 10, 000 Aを	(1) 1, 500 A以下	(2) 1, 500 Aを	(3) 5, 000 Aを	(4) 5, 000 Aを	(5) 5, 000 Aを	(6) 5, 000 Aを	(1) 3極以上のもの	(2) ねじ端子のもの	(3) その他のもの	(4) 鋼のもの	(5) その他のもの	(6) 刃形のもの	(7) 塊状のもの	(8) その他のもの	(9) A種のもの	(10) E種のもの	(11) その他のもの	(12) 金のもの	(13) 銀のもの又は銀合金のもの	(14) 銅のもの	(15) 銅の他のもの	(16) 鋼の他のもの	(17) 銅の他のもの	(18) プラグイン式の	(19) 単極のもの	(20) 2極のもの	(21) 3極以上のもの	(22) 50 Aを超えるもの	(23) 15 A以下のもの	(24) 15 Aを超えるもの	(25) 30 A以下のもの	(26) 30 Aを超えるもの	(27) 50 Aを超えるもの	(28) 125 Vを超えるもの

配線用遮断器	式相及び線	超えるもの	(1) 30, 000 Aを	(2) 20, 000 Aを	(3) 30, 000 Aを	(4) 10, 000 Aを	(5) 10, 000 Aを	(6) 10, 000 Aを	(1) 1, 500 A以下	(2) 1, 500 Aを	(3) 5, 000 Aを	(4) 5, 000 Aを	(5) 5, 000 Aを	(6) 5, 000 Aを	(1) 3極以上のもの	(2) ねじ端子のもの	(3) その他のもの	(4) 鋼のもの	(5) その他のもの	(6) 刃形のもの	(7) 塊状のもの	(8) その他のもの	(9) A種のもの	(10) E種のもの	(11) その他のもの	(12) 金のもの	(13) 銀のもの又は銀合金のもの	(14) 銅のもの	(15) 銅の他のもの	(16) 鋼の他のもの	(17) 銅の他のもの	(18) プラグイン式の	(19) 単極のもの	(20) 2極のもの	(21) 3極以上のもの	(22) 50 Aを超えるもの	(23) 15 A以下のもの	(24) 15 Aを超えるもの	(25) 30 A以下のもの	(26) 30 Aを超えるもの	(27) 50 Aを超えるもの	(28) 125 Vを超えるもの

配線用遮断器	式相及び線	超えるもの	(1) 30, 000 Aを	(2) 20, 000 Aを	(3) 30, 000 Aを	(4) 10, 000 Aを	(5) 10, 000 Aを	(6) 10, 000 Aを	(1) 1, 500 A以下	(2) 1, 500 Aを	(3) 5, 000 Aを	(4) 5, 000 Aを	(5) 5, 000 Aを	(6) 5, 000 Aを	(1) 3極以上のもの	(2) ねじ端子のもの	(3) その他のもの	(4) 鋼のもの	(5) その他のもの	(6) 刃形のもの	(7) 塊状のもの	(8) その他のもの	(9) A種のもの	(10) E種のもの	(11) その他のもの	(12) 金のもの	(13) 銀のもの又は銀合金のもの	(14) 銅のもの	(15) 銅の他のもの	(16) 鋼の他のもの	(17) 銅の他のもの	(18) プラグイン式の	(19) 単極のもの	(20) 2極のもの	(21) 3極以上のもの	(22) 50 Aを超えるもの	(23) 15 A以下のもの	(24) 15 Aを超えるもの	(25) 30 A以下のもの	(26) 30 Aを超えるもの	(27) 50 Aを超えるもの	(28) 125 Vを超えるもの

適用電動機 (定格出力) Wを超え 50W以下のもの (1) 50Wを超え60 (2) 60Wを超え80 (3) 80Wを超え100 (4) 100Wを超え125 (5) 125Wを超え150 (6) 150Wを超え200 (7) 200Wを超え250 (8) 250Wを超え300 (9) 300Wを超え450 (10) 450Wを超え550 (11) 550Wを超え650	適用電動機 (1) 30W以下のもの (2) 30Wを超え35W以下のもの (3) 35Wを超え40W以下のもの (4) 40Wを超え45W以下のもの (5) 45Wを超え50W以下のもの (6) 50Wを超え55W以下のもの (7) 55Wを超え60W以下のもの (8) 60Wを超え65W以下のもの (9) 65Wを超え70W以下のもの (10) 70Wを超え75W以下のもの (11) 75Wを超え80W以下のもの (12) 80Wを超えるもの	(2) 125Vを超えるもの
--	---	----------------

漏電遮断器

制御の方法 (1) 半導体利用のもの (2) その他のもの	抵抗値の変更の方法 (1) 炭素パイル式の (2) 摺動式の (3) タップ式の (4) その他のもの	主絶縁体の材料 (1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	外郭の材料 (1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	相及び線式 (1) 单相2線式のもの (2) 单相3線式のもの (3) その他のもの	定格電圧 (1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	定格電流 (1) 15A以下のもの (2) 15Aを超え30A以下のもの (3) 30Aを超え50A以下のもの (4) 50Aを超えるもの	適用電動機の定格容量(適) (1) 单相で200W以下のもの (2) 单相で400W以下のもの (3) 单相で750W以下のもの (4) 单相で750Wを超えるもの (5) 3相で750W以下のもの (6) 3相で750Wを超えるもの	(12) 650Wを超えるもの (13) 750Wを超えるもの
-------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	------------------------------------

過電流引き外し素子 (1) あるもの (2) ないもの	検出方式 (1) 電流動作型のもの (2) 電圧動作型のもの (3) その他のもの	材料 (1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの	接続する電線の種類 (1) 銅のもの (2) その他のもの	電源側接続端子 (1) ねじ端子のもの (2) プラグイン式のもの (3) 差込み形のもの (4) その他のもの	極 (1) 2極のもの (2) 3極以上のもの	感度調整機構 (1) あるもの (2) ないもの	動作時間の種類 (1) 高速型のもの (2) 時延型のもの (3) 反限時型のもの	制御用電流 (1) あるもの (2) ないもの	感度電圧 (1) 15mA以下のもの (2) 15mAを超え30mA以下のもの (3) 30mAを超え100mA以下のもの (4) 100mAを超えるもの	定格感度電流(感度調整機を有するものに) (1) 30mAを超え100mA以下のもの (2) 100mAを超えるもの	定格感度電流(感度調整機を有するものに) (1) 15mAを超え30mA以下のもの (2) 30mAを超え100mA以下のもの (3) 100mAを超えるもの	3相で2.2kW以下のもの (7) 3相で3.7kW以下のもの (8) 3相で7.7kW以下のもの (9) 3相で7.5kWを超えるもの
-----------------------------------	--	--	-------------------------------------	--	-------------------------------	--------------------------------	--	-------------------------------	---	--	--	---

過電流引き外し素子の数 (1) 2のもの (2) 3以上のもの	過電流引き外し機構 (1) 熱動式のもの (2) 電磁式のもの (3) その他のもの	外部の材料 (1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	短絡保護装置 (1) あるもの (2) ないもの	定格遮断電流(定格) (1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超えるもの (3) 5,000A以下のもの (4) 5,000Aを超えるもの (5) 7,500A以下のもの (6) 7,500Aを超えるもの (7) 10,000A以下のもの (8) 10,000Aを超えるもの (9) 15,000A以下のもの (10) 15,000Aを超えるもの (11) 20,000A以下のもの (12) 20,000Aを超えるもの	定格遮断電流(定格) (1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超えるもの (3) 5,000A以下のもの (4) 5,000Aを超えるもの (5) 7,500A以下のもの (6) 7,500Aを超えるもの (7) 10,000A以下のもの (8) 10,000Aを超えるもの (9) 15,000A以下のもの (10) 15,000Aを超えるもの (11) 20,000A以下のもの (12) 20,000Aを超えるもの	定格電流 (1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超えるもの (3) 5,000A以下のもの (4) 5,000Aを超えるもの (5) 7,500A以下のもの (6) 7,500Aを超えるもの (7) 10,000A以下のもの (8) 10,000Aを超えるもの (9) 15,000A以下のもの (10) 15,000Aを超えるもの (11) 20,000A以下のもの (12) 20,000Aを超えるもの	定格電流 (1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超えるもの (3) 5,000A以下のもの (4) 5,000Aを超えるもの (5) 7,500A以下のもの (6) 7,500Aを超えるもの (7) 10,000A以下のもの (8) 10,000Aを超えるもの (9) 15,000A以下のもの (10) 15,000Aを超えるもの (11) 20,000A以下のもの (12) 20,000Aを超えるもの
---------------------------------------	---	---	--------------------------------	---	---	---	---

差込みプラグ	防水構造	定格電圧	定格電流	極の配置 (別表第aのに掲げる寸法に適合する場合に限る。)
(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以下のもの (3) 7Aを超える15A以下のもの (4) 15Aを超える20A以下のもの (5) 20Aを超える30A以下のもの (6) 30Aを超えるもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

もの (8)	もの (7)	もの (6)	もの (5)	もの (4)	もの (3)	もの (2)
┌─┴─┐	○	()	┌─┴─┐	┌─┴─┐	┌─┴─┐	┌─┴─┐
の	の	の	の	の	の	の

極の数 (別表第2のもの 二の一aに掲げる寸法に適合する場合に限る。)	刃の取付けの方式	主絶縁体の材料	外郭の材料	接続の方式 (ロックナット式のものを除く。)
(1) アース極を含めて (2) アース極を含めて3のもの (3) アース極を含めて4以上のもの	(1) 一体として成形されているもの (2) その他のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) ゴムのもの (3) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 差込み型のもの (2) 引掛け型のもの (3) ロックナット式のもの (4) 磁石式のもの (5) その他のもの

防水構造	定格電圧	定格電流	極の配置 (別表第aのに掲げる寸法に適合する場合に限る。)
(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以下のもの (3) 7Aを超える10A以下のもの (4) 10Aを超える15A以下のもの (5) 15Aを超える20A以下のもの (6) 20Aを超える30A以下のもの (7) 30Aを超えるもの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

(5)		(6)	--	(7)	-.	(8)	()	(9)	○	(10)	┌	(11)	└	もの

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(16)
その他のもの	磁石式のもの	抜け止め式のもの	ロックナット式の	差込み引掛け型の	引掛け型のもの	差込み型のもの(ロックナット式のものを除く。)	その他のもの
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">└</div> <div style="text-align: center;">└</div> <div style="text-align: center;">┌</div> <div style="text-align: center;">┌</div> </div>							

延長コードセット	定格電圧	防水構造	合を除外を除く	体成形(コンセントの場合)	電線と器との一体化	電源との接続の方法又はコードのチャタツプの場合に限る。	使用の方法(コンセントの場合に限る。)	線用の場合(線用の場合に限る。)	種類(一般固定配線のもの)	スイッチ	材料	主絶縁体の材料	用の場合に限る。	類(一般固定配線のもの)	接続する電線の種あつて銅のもの)
	(1) 125V以下のもの	(1) 防雨型のもの	(1) 防水型のもの	(1) ないもの	(1) あるもの	(1) キャブタイヤケーブル又はコードのもの	(1) 単用(床用を除く)のもの	(1) 埋込み型のもの	(1) 露出型のもの	(1) あるもの	(1) 金属のもの	(1) 合成樹脂のもの	(1) 合成樹脂のもの	(1) 平形導体のもの	(1) 平形導体のもの
	(2) 125Vを超えるもの	(2) 防浸型のもの	(2) 非防水型のもの	(2) ないもの	(2) あるもの	(2) 差込みのもの	(2) 連用のもの	(2) 埋込み型のもの	(2) 露出型のもの	(2) あるもの	(2) 合成樹脂のもの	(2) ゴムのもの	(2) 銅のもの	(2) 平形導体以外のもの	(2) 平形導体以外のもの
	(3) 125Vを超えるもの	(3) 防雨型のもの	(3) 非防水型のもの	(3) ないもの	(3) あるもの	(3) その他のもの	(3) 連用のもの	(3) 埋込み型のもの	(3) 露出型のもの	(3) あるもの	(3) 合成樹脂のもの	(3) ゴムのもの	(3) 銅のもの	(3) 平形導体以外のもの	(3) 平形導体以外のもの

(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)
金属のもの	合成樹脂のもの	その他のもの	金属のもの	合成樹脂のもの	合成樹脂のもの	合成樹脂のもの	合成樹脂のもの
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">(1)</div> <div style="text-align: center;">(2)</div> <div style="text-align: center;">(1)</div> <div style="text-align: center;">(2)</div> <div style="text-align: center;">(1)</div> <div style="text-align: center;">(2)</div> </div>							

コードコネクタ又はボデイはマルチタップの外郭の材料(別表第二のaの表2又は表3に掲げる寸法に適合するものに限り)	電線の種類	スイッチ	定格電圧	定格電流	出力側の極(アース極を含む)の数	アース極	主絶縁体の材料
(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) コード(キャブタイヤコードを除く)のもの (2) キャブタイヤコードのもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超え20A以下のもの (4) 20Aを超え30A以下のもの (5) 30Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3のもの (3) 4以上のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの

外郭の材料	電線の種類	電線の長さ	漏水遮断器	防水構造	定格電圧	定格電流	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト
(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) コード(キャブタイヤコードを除く)のもの (2) キャブタイヤコードのもの (3) キャブタイヤケーブルのもの	(1) 6m以下のもの (2) 6mを超え10m以下のもの (3) 10mを超え20m以下のもの (4) 20mを超え30m以下のもの (5) 30mを超えるもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 15A以下のもの (2) 15Aを超え20A以下のもの (3) 20Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3以上のもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの

接続する電線の種類	外郭の材料	電線の種類	電線の長さ	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト	接続する電線の種類	外郭の材料	電線の種類	電線の長さ	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト	接続する電線の種類	外郭の材料	電線の種類	電線の長さ	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト
(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (金属に合成樹脂を被覆したものを除く) (3) その他のもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3以上のもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (金属に合成樹脂を被覆したものを除く) (3) その他のもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3以上のもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (金属に合成樹脂を被覆したものを除く) (3) その他のもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3以上のもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの

外郭の材料	定格電圧	定格電流	種類	スイッチ	差込み口	外郭の材料	主絶縁体の材料	電線の種類	接続する電線の種類	電線の長さ	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト	接続する電線の種類	外郭の材料	電線の種類	電線の長さ	極(アース極を含む)の数	ライティングダクト
(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの	(1) 125V以下のもの	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超え7A以下のもの (3) 7Aを超えるもの	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え10A以下のもの (3) 10Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3のもの (3) 4のもの (4) 7Aを超え10A以下のもの (5) 10Aを超えるもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (金属に合成樹脂を被覆したものを除く) (3) その他のもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの	(1) 2のもの (2) 3のもの (3) 4のもの (4) 7Aを超え10A以下のもの (5) 10Aを超えるもの	(1) 固定型のもの (2) 走行型のもの

器 ねじ 込み 接続	2 その 他の	1 セパ ラプ ラグ ボデ	定格電圧	定格電流	材料	外部の 材	主絶縁 体の 材料	口金の 大 きさ	差込み 口	スイッ チ	分岐 数 (差 込み 数 を 含 む)	定格電 流	定格電 圧	差込み 口	口出し 線	料 外郭の 材	主絶縁 体の 材料	類	受金の 種
																			(1) ねじ込み型のもの (2) 引掛け型のもの (3) その他のもの
			(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以下のもの (3) 7Aを超える10A以下のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) 金属のもの (3) その他のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) 金属のもの (3) その他のもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 公称直径26mmのもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) あるもの (3) ないもの	(1) あるもの (2) あるもの (3) ないもの	(1) 2のもの (2) 3A以下のもの (3) 3Aを超えるもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) あるもの (2) あるもの (3) ないもの	(1) あるもの (2) あるもの (3) ないもの	(1) 合成樹脂のもの (2) 金属のもの (3) その他のもの	(1) 合成樹脂のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) ねじ込み型のもの (2) 引掛け型のもの (3) その他のもの	

ラ ン プ レ セ プ	定格電圧	中間口 出し 線(中 間口 出し 線 を 含 む)	スイッ チ	主絶縁 体の 材料	形状	負荷側 の 接 続 部 の 形 状	電 源 側 の 接 続 部 の 形 状	定格電 流	定格電 圧	口金の 大 きさ	スイッ チ	主絶縁 体の 材料	類	受金の 種
														(4) 10Aを超えるもの (1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの
	(1) 125V以下のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの	(1) ねじ込み型(スワ ン型を含む)のもの (2) その他のもの	(1) 刃型(ピン型を 含む)のもの (2) ねじ込み型(ス ワ ン型を含む)のもの (3) その他のもの	(1) 刃型(ピン型を 含む)のもの (2) ねじ込み型(ス ワ ン型を含む)のもの (3) その他のもの	(1) 1A以下のもの (2) 1Aを超え3A以 下のもの (3) 3Aを超え7A以 下のもの (4) 7Aを超え10A 以下のもの (5) 10Aを超える もの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 公称直径26mm のもの (2) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 10Aを超えるもの (1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

1 蛍 光 灯 用 ソ ケ ッ ト	2 蛍 光 灯 用 ス タ ー タ ー ソ ケ ッ ト	定格電圧	防水 構 造	種 類	スイッ チ	料 外郭の 材	類	受金の 種	受金の 大 きさ	主絶縁 体の 材料	電 線 の 種	接 続 す る 電 線 の 種	定格電 流	受金の 種
														(2) 125Vを超えるもの (1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以 下のもの (3) 7Aを超え10A 以下のもの (4) 10Aを超えるもの
		(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超える3 00V以下のもの (3) 300Vを超え6 00V以下のもの (4) 600Vを超える もの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの	(1) あるもの (2) あるもの (3) その他のもの	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 引掛け型のもの (2) その他のもの (3) その他のもの	(1) ねじ込み型のもの (2) 引掛け型のもの (3) その他のもの	(1) 公称直径26mm のもの (2) 公称直径26mm のもの (3) 公称直径26mm を超えるもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 銅のもの (2) その他のもの	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以 下のもの (3) 7Aを超え10A 以下のもの (4) 10Aを超えるもの	(1) 125Vを超えるもの (1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以 下のもの (3) 7Aを超え10A 以下のもの (4) 10Aを超えるもの	(1) 125Vを超えるもの (1) 3A以下のもの (2) 3Aを超える7A以 下のもの (3) 7Aを超え10A 以下のもの (4) 10Aを超えるもの

ジ ョ イ ン ト ボ ッ ク ス	定格電圧	防水 構 造	主絶縁 体の 材料	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 大 きさ	受金の 種	受金の 脚
																			(3) 3Aを超えるもの (1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) ねじ込み型のもの (2) 差込みスワン型 のもの (3) 引掛けスワン型 のもの (4) その他のもの	(1) 公称直径17mm のもの (2) 公称直径17mm のもの (3) 公称直径17mm を超えるもの	(1) ねじ込み型のもの (2) 差込みスワン型 のもの (3) 引掛けスワン型 のもの (4) その他のもの	(1) 公称直径17mm のもの (2) 公称直径17mm のもの (3) 公称直径17mm を超えるもの	(1) 公称直径17mm のもの (2) 公称直径17mm のもの (3) 公称直径17mm を超えるもの	(1) 公称直径17mm のもの (2) 公称直径17mm のもの (3) 公称直径17mm を超えるもの	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	(1) 差込み型のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) その他のもの	(1) つき合わせ型 のもの (2) はさみ込み型 のもの (3) 差込み型のもの (4) その他のもの	(1) 3A以下のもの (2) 7Aを超え15A 以下のもの (3) 15Aを超える もの	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A 以下のもの (3) 15Aを超える もの	(1) 3以下のもの (2) 4のもの (3) 5以上のもの	(1) 3以下のもの (2) 4のもの (3) 5以上のもの	(1) 3Aを超えるもの (1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの		

かご形三相誘導電動機

過負荷保護(1)	種類(2)	巻線の絶縁(1)	外被(1)	極数(1)	定格周波数(1)	出力(1)	設置(1)	過負荷保護(1)	インサデ
(2)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	
ないもの	他のもの	A種のもの	開放型のもの	6極以上のもの	50 Hz	200 W	200 W	あるもの ないもの	

電熱器具	電氣相	便座	観賞用ヒーター	植物用ヒーター	電熱器具	電氣相	便座	観賞用ヒーター	植物用ヒーター
(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)
単相のもの	3相のもの	12.5V以下のもの	12.5Vを超えるもの	10W以下のもの	10Wを超えるもの	10W以下のもの	10Wを超えるもの	10W以下のもの	10Wを超えるもの

定格周波数(電動機又は変圧器を有する場合に限る。)	器体スライ	閉回路を開閉する場合に限り、	自動スライ	自動温度調節器を有する場合に限り、	自動温度調節器を有する場合に限り、	自動温度調節器を有する場合に限り、	自動温度調節器を有する場合に限り、	自動温度調節器を有する場合に限り、	自動温度調節器を有する場合に限り、
(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
50 Hzのもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの	銅のもの又は銅合金のもの

自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)	自動温度調節器(温度過昇防止装置として用いられるもの)
(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
あるもの	ないもの	あるもの	ないもの	あるもの	ないもの	あるもの	ないもの	あるもの	ないもの

自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) 感熱線式のもの (6) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) 接点を機械的に開閉するもの (2) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え10℃以下のもの (3) 100℃を超え12℃以下のもの (4) 120℃を超え14℃以下のもの (5) 140℃を超え16℃以下のもの (6) 160℃を超え18℃以下のもの (7) 180℃を超え20℃以下のもの (8) 200℃を超え22℃以下のもの (9) 220℃を超え24℃以下のもの (10) 240℃を超え26℃以下のもの (11) 260℃を超え28℃以下のもの (12) 280℃を超え30℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの
発熱部の形態	(1) ボビン式のもの (2) 熱板式のもの (3) シーズ式（鋳込み式を含む。以下この表において同じ。）のもの (4) リボン式のもの (5) マイカ式のもの (6) スペース式のもの (7) ドータイト式のもの (8) 石英管式のもの

電源電線と器具との接続の方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの
付属電動機	(1) あるもの (2) ないもの
付属電動機の種類	(1) 誘導電動機のもの (2) 整流子電動機のもの (3) その他のもの
付属電動機の巻線の種類	(1) A種のもの (2) B種のもの (3) C種のもの (4) H種のもの (5) F種のもの (6) その他のもの
温度過昇防止装置の種類	(1) あるもの (2) ないもの
温度過昇防止装置の種類	(1) バイメタル式のもの (2) 温度ヒューズ式のもの (3) その他のもの
温度過昇防止装置の種類	(1) 100℃以下のもの (2) 100℃を超え12℃以下のもの (3) 120℃を超え14℃以下のもの (4) 140℃を超え16℃以下のもの (5) 160℃を超え18℃以下のもの (6) 180℃を超え20℃以下のもの (7) 200℃を超え22℃以下のもの (8) 220℃を超え24℃以下のもの (9) 240℃を超え26℃以下のもの (10) 260℃を超え28℃以下のもの (11) 280℃を超え30℃以下のもの

電気相	(1) 单相のもの (2) 3相のもの
電熱定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
電熱定格電圧	(1) 1A以下のもの (2) 1Aを超える5A以下のもの (3) 5Aを超える10A以下のもの (4) 10Aを超える20A以下のもの (5) 20Aを超える30A以下のもの (6) 30Aを超える50A以下のもの (7) 50Aを超える70A以下のもの (8) 70Aを超えるもの
電熱定格電圧	(1) 100W以下のもの (2) 100Wを超える200W以下のもの (3) 200Wを超える300W以下のもの (4) 300Wを超える400W以下のもの (5) 400Wを超える500W以下のもの (6) 500Wを超える600W以下のもの (7) 600Wを超える700W以下のもの (8) 700Wを超える800W以下のもの (9) 800Wを超える900W以下のもの (10) 900Wを超える1000W以下のもの
電熱定格電圧	(1) 防水処理（観賞植木用の場合に限る）のもの (2) 施してあるもの (3) 施していないもの
電熱定格電圧	(1) 300℃を超えるもの (2) 300℃以下のもの

定格周波数（電動機又は変圧器を有するものの場合に限る。）	(1) 50 Hzのもの (2) 60 Hzのもの
保温材	(1) あるもの (2) ないもの
器体スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの
器体スイッチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ローター式のもの (4) 電磁式のもの (5) その他のもの
器体スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの
自動スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの
自動スイッチの動作温度の設定	(1) 固定しているもの (2) 可変のもの
自動スイッチの動作温度	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え10℃以下のもの (3) 100℃を超え12℃以下のもの (4) 120℃を超え14℃以下のもの

自動温度調節器の方式	(1) 接点を機械的に開閉するもの (2) その他のもの	(5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (9) 220℃を超え240℃以下のもの (10) 240℃を超え260℃以下のもの (11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの
自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) その他のもの	
自動温度調節器の方式	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (9) 220℃を超え240℃以下のもの (10) 240℃を超え260℃以下のもの (11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの	

発熱部の形態	(1) ポビン式のもの (2) 熱板式のもの (3) シーズ式のもの (4) リボン式のもの (5) マイカ式のもの (6) スペース式のもの (7) ドータイト式のもの (8) 石英管式のもの (9) 被覆式のもの (10) ランプ式のもの (11) 半導体利用のもの (12) 電極式のもの (13) その他のもの	(11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	
電線巻取り機構	(1) あるもの (2) ないもの	
附属電動機	(1) あるもの (2) ないもの	
附属電動機の種類	(1) 誘導電動機のもの (2) 整流子電動機のもの (3) その他のもの	
附属電動機の絶縁の種類	(1) A種のもの (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの	
温度過昇防止装置の種類	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	
温度過昇防止装置の種類	(1) バイメタル式のもの (2) 温度ヒューズ式のもの (3) その他のもの	
温度過昇防止装置	(1) 100℃以下のもの (2) 100℃を超え120℃以下のもの	

水道相	(1) 120℃を超え140℃以下のもの (2) 140℃を超え160℃以下のもの (3) 160℃を超え180℃以下のもの (4) 180℃を超え200℃以下のもの (5) 200℃を超え220℃以下のもの (6) 220℃を超え240℃以下のもの (7) 240℃を超え260℃以下のもの (8) 260℃を超え280℃以下のもの (9) 280℃を超え300℃以下のもの (10) 300℃を超えるもの	度の動作温
二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施していないもの	
凍結防止	(1) 単相のもの (2) 3相のもの	
器ガ	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	
ス曇り防	(1) 10W以下のもの (2) 10Wを超え20W以下のもの (3) 20Wを超え30W以下のもの (4) 30Wを超え40W以下のもの (5) 40Wを超え50W以下のもの (6) 50Wを超え60W以下のもの (7) 60Wを超え70W以下のもの (8) 70Wを超え80W以下のもの (9) 80Wを超え90W以下のもの (10) 90Wを超え100W以下のもの (11) 100Wを超えるもの	
止器	(1) 定格消費電力	
3その他凍結防止用熱器具	(1) 定格消費電力	

定格周波数(電動機又は変圧器を有する場合に限る。)	(1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの	(12) 200Wを超え300W以下のもの (13) 300Wを超え400W以下のもの (14) 400Wを超え500W以下のもの (15) 500Wを超え600W以下のもの (16) 600Wを超え700W以下のもの (17) 700Wを超え800W以下のもの (18) 800Wを超え900W以下のもの (19) 900Wを超え1kW以下のもの (20) 1kWを超え2kW以下のもの (21) 2kWを超え3kW以下のもの (22) 3kWを超え5kW以下のもの (23) 5kWを超え7kW以下のもの (24) 7kWを超えるもの
器体スイチ	(1) あるもの (2) ないもの	
器体スイチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ロータリー式のもの (4) 電磁式のもの (5) その他のもの	
器体スイチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの	

自動スイッチの動作温度	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え10℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの
自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの

発熱部の形態	(1) ボビン式のもの (2) 熱板式のもの (3) シーズ式のもの (4) リボン式のもの (5) マイカ式のもの (6) スペース式のもの (7) ドータイト式のもの (8) 石英管式のもの (9) 被覆式のもの (10) ランプ式のもの (11) 半導体利用のもの (12) 電極式のもの (13) その他のもの
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの
付属電動機の種類	(1) あるもの (2) ないもの
付属電動機の種類	(1) 誘導電動機のもの (2) 整流子電動機のもの (3) その他のもの
付属電動機の絶縁の種類	(1) A種のもの (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの
温度過昇防止装置	(1) あるもの (2) ないもの

温度過昇防止装置の種類	(1) バイメタル式のもの (2) 温度ヒューズ式のもの (3) その他のもの
温度過昇防止装置の動作温度	(1) 100℃以下のもの (2) 100℃を超え120℃以下のもの (3) 120℃を超え140℃以下のもの (4) 140℃を超え160℃以下のもの (5) 160℃を超え180℃以下のもの (6) 180℃を超え200℃以下のもの (7) 200℃を超え220℃以下のもの (8) 220℃を超え240℃以下のもの (9) 240℃を超え260℃以下のもの (10) 260℃を超え280℃以下のもの (11) 280℃を超え300℃以下のもの (12) 300℃を超えるもの
二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
観賞魚用ヒーター	(1) 単相のもの (2) 3相のもの
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格消費電力	(1) 50W以下のもの (2) 50Wを超え60W以下のもの (3) 60Wを超え70W以下のもの (4) 70Wを超え80W以下のもの (5) 80Wを超え90W以下のもの (6) 90Wを超え100W以下のもの (7) 100Wを超え200W以下のもの

自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) バイメタル式のもの (2) 液体膨張式のもの (3) 気体膨張式のもの (4) 半導体式のもの (5) その他のもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの
自動温度調節器の方式	(1) あるもの (2) ないもの

電熱式おもちゃ	発熱部の形態	(1) ポビン式のもの	(10) 240℃を超える260℃以下のもの
		(2) 熱板式のもの	(11) 260℃を超える280℃以下のもの
電源電線と器体との接続の方式	使用場所	(3) シーズ式のもの	(12) 280℃を超える300℃以下のもの
		(4) リボン式のもの	(13) 300℃を超えるもの
二重絶縁	定格電圧	(5) マイカ式のもの	(1) 水中のもの
		(6) スペース式のもの	(2) その他のもの
定格消費電力	の	(7) ドータイト式のもの	(1) 125V以下のもの
		(8) 石英管式のもの	(2) 125Vを超えるもの
電熱式おもちゃ	の	(9) 被覆式のもの	(1) 5W以下のもの
		(10) ランプ式のもの	(2) 5Wを超え10W以下のもの
電熱式おもちゃ	の	(11) 半導体利用のもの	(3) 10Wを超え20W以下のもの
		(12) その他のもの	(4) 20Wを超え30W以下のもの
電熱式おもちゃ	の	(13) その他のもの	(5) 30Wを超え40W以下のもの
			(6) 40Wを超え50W以下のもの
電熱式おもちゃ	の		(7) 50Wを超え60W以下のもの
			(8) 60Wを超え70W以下のもの
電熱式おもちゃ	の		(9) 70Wを超え80W以下のもの
			(10) 80Wを超え90W以下のもの

自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(1) あるもの	(10) 80Wを超える90W以下のもの
		(2) ないもの	(11) 90Wを超える100W以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(3) 銅のもの又は銅合金のもの	(12) 100Wを超える200W以下のもの
		(4) その他のもの	(13) 200Wを超えるもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(5) 銀のもの又は銀合金のもの	(1) 80℃以下のもの
		(6) その他のもの	(2) 80℃を超える100℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(7) 銅のもの又は銅合金のもの	(3) 100℃を超える120℃以下のもの
		(8) その他のもの	(4) 120℃を超える140℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(9) 銅のもの又は銅合金のもの	(5) 140℃を超える160℃以下のもの
		(10) その他のもの	(6) 160℃を超える180℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(11) 銅のもの又は銅合金のもの	(7) 180℃を超える200℃以下のもの
		(12) その他のもの	(8) 200℃を超える220℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(13) 銅のもの又は銅合金のもの	(9) 220℃を超える240℃以下のもの
		(14) その他のもの	(10) 240℃を超える260℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(15) 銅のもの又は銅合金のもの	(11) 260℃を超える280℃以下のもの
		(16) その他のもの	(12) 280℃を超える300℃以下のもの
自動スライツチ	自動スライツチの動作温度	(17) 銅のもの又は銅合金のもの	(13) 300℃を超えるもの
		(18) その他のもの	

自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(1) あるもの	(11) 260℃を超える280℃以下のもの
		(2) ないもの	(12) 280℃を超える300℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(3) 液体膨張式のもの	(1) 80℃以下のもの
		(4) 気体膨張式のもの	(2) 80℃を超える100℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(5) 半導体式のもの	(3) 100℃を超える120℃以下のもの
		(6) その他のもの	(4) 120℃を超える140℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(7) その他のもの	(5) 140℃を超える160℃以下のもの
		(8) その他のもの	(6) 160℃を超える180℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(9) その他のもの	(7) 180℃を超える200℃以下のもの
		(10) その他のもの	(8) 200℃を超える220℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(11) その他のもの	(9) 220℃を超える240℃以下のもの
		(12) その他のもの	(10) 240℃を超える260℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(13) その他のもの	(11) 260℃を超える280℃以下のもの
		(14) その他のもの	(12) 280℃を超える300℃以下のもの
自動温度調節器	自動温度調節器の方式	(15) その他のもの	(13) 300℃を超えるもの
		(16) その他のもの	

温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(1) あるもの	(5) マイカ式のもの
		(2) ないもの	(6) スペース式のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(3) その他のもの	(7) ドータイト式のもの
		(4) その他のもの	(8) 石英管式のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(5) その他のもの	(9) 被覆式のもの
		(6) その他のもの	(10) ランプ式のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(7) その他のもの	(11) 半導体利用のもの
		(8) その他のもの	(12) その他のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(9) その他のもの	(1) 直付けのもの
		(10) その他のもの	(2) 接続器利用のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(11) その他のもの	(3) 100℃以下のもの
		(12) その他のもの	(4) 100℃を超える120℃以下のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(13) その他のもの	(5) 120℃を超える140℃以下のもの
		(14) その他のもの	(6) 140℃を超える160℃以下のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(15) その他のもの	(7) 160℃を超える180℃以下のもの
		(16) その他のもの	(8) 180℃を超える200℃以下のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(17) その他のもの	(9) 200℃を超える220℃以下のもの
		(18) その他のもの	(10) 220℃を超える240℃以下のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(19) その他のもの	(11) 240℃を超える260℃以下のもの
		(20) その他のもの	(12) 260℃を超える280℃以下のもの
温度過昇防止装置の種類	温度過昇防止装置の動作温度	(21) その他のもの	(13) 280℃を超える300℃以下のもの
		(22) その他のもの	(14) 300℃を超えるもの

アイスクリー ムフリーザー	二重絶縁 定格電圧	(1) 施してあるもの (2) 施していないもの	電動機の 定格電圧	(1) 30W以下のもの (2) 30Wを超え40W以下のもの (3) 40Wを超え50W以下のもの (4) 50Wを超え60W以下のもの (5) 60Wを超え70W以下のもの (6) 70Wを超え80W以下のもの (7) 80Wを超え90W以下のもの (8) 90Wを超え100W以下のもの (9) 100Wを超え200W以下のもの (10) 200Wを超え300W以下のもの (11) 300Wを超え400W以下のもの (12) 400Wを超え500W以下のもの (13) 500Wを超えるもの	容器と 本体と の分離	(1) できるもの (2) できないもの	定格周波数	(1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの	定格時間	(1) 30分以下の短時間定格のもの (2) 30分を超える短時間定格のもの (3) 連続定格のもの	冷却装置	(1) あるもの (2) ないもの	電動機の 種類	(1) 分相始動誘導電動機のもの
------------------	--------------	-----------------------------	--------------	---	-------------------	-------------------------	-------	----------------------------	------	--	------	----------------------	------------	------------------

自動ス イッチ	(1) あるもの (2) ないもの	自動ス イッチ	(1) あるもの (2) ないもの	電動機 の極	(1) 2極のもの (2) 4極のもの (3) 6極のもの (4) 8極以上のもの	電動機 の巻線 の絶縁 の種類	(1) A種のもの (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの	電熱装 置の定 格消費 電力	(1) 100W以下のもの (2) 100Wを超え200W以下のもの (3) 200Wを超え300W以下のもの (4) 300Wを超え400W以下のもの (5) 400Wを超え500W以下のもの (6) 500Wを超え600W以下のもの (7) 600Wを超え700W以下のもの (8) 700Wを超え800W以下のもの (9) 800Wを超え900W以下のもの (10) 900Wを超えるもの	電熱装 置の定 格消費 電力	(1) 100W以下のもの (2) 100Wを超え200W以下のもの (3) 200Wを超え300W以下のもの (4) 300Wを超え400W以下のもの (5) 400Wを超え500W以下のもの (6) 500Wを超え600W以下のもの (7) 600Wを超え700W以下のもの (8) 700Wを超え800W以下のもの (9) 800Wを超え900W以下のもの (10) 900Wを超えるもの	電動機 の種類	(2) コンデンサー始動誘導電動機のもの (3) コンデンサー誘導電動機のもの (4) くま取りコイル誘導電動機のもの (5) 整流子電動機のもの (6) その他のもの
------------	----------------------	------------	----------------------	-----------	--	--------------------------	---	-------------------------	--	-------------------------	--	------------	--

温度の 設定	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (9) 220℃を超え240℃以下のもの (10) 240℃を超え260℃以下のもの (11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの	自動ス イッチ	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (9) 220℃を超え240℃以下のもの (10) 240℃を超え260℃以下のもの (11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの	温度 の動作	(1) 80℃以下のもの (2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (9) 220℃を超え240℃以下のもの (10) 240℃を超え260℃以下のもの (11) 260℃を超え280℃以下のもの (12) 280℃を超え300℃以下のもの (13) 300℃を超えるもの	器体ス イッチ	(1) あるもの (2) ないもの	器体ス イッチ	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ローター式のもの (4) 引きひも式のもの (5) 電磁式のもの (6) その他のもの	器体ス イッチ	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの
-----------	---	------------	---	-----------	---	------------	----------------------	------------	--	------------	--	-----	----------------------

変圧器 の巻線 の種類	(1) A種のもの (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの	種類	(1) 手持ち型のもの (2) 卓上型又は床上型のもの (3) その他のもの	電源電 線と器 体との 接続の 方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	電線巻 取機構	(1) あるもの (2) ないもの	二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施していないもの	相	(1) 単相のもの (2) 3相のもの	定格電 圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	定格消 費電力	(1) 40W以下のもの (2) 40Wを超え50W以下のもの (3) 50Wを超え60W以下のもの (4) 60Wを超え70W以下のもの (5) 70Wを超え80W以下のもの (6) 80Wを超え90W以下のもの (7) 90Wを超え100W以下のもの (8) 100Wを超え200W以下のもの (9) 200Wを超え300W以下のもの (10) 300Wを超えるもの (11) 400W以下のもの	ディスプレイ ポーター
-------------------	---	----	--	--------------------------------	----------------------------	------------	----------------------	------	-----------------------------	---	------------------------	----------	---------------------------------	------------	--	----------------

器電	器電	器電	器電	電					度動	置装	昇防	温過	種	昇防	温過	装	昇防	温過	方式	接	
				泡	泡	泡	泡	泡													泡
器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電	器電
泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器
電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣	氣
泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡	泡
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生

(1) 10W以下のもの	(2) 125Vを超えるもの	(1) 125V以下のもの	(2) 3相のもの	(1) 单相のもの	(2) 施していないもの	(1) 施してあるもの	(2) ないもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの	(1) 施していないもの	(2) 施してあるもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの	(1) あるもの	(2) 施してあるもの
--------------	----------------	---------------	-----------	-----------	--------------	-------------	----------	----------	-------------	--------------	-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------	-------------

(1) 5W以下のもの	(2) 5Wを超える10W	(3) 10Wを超える15	(4) 15Wを超える20	(5) 20Wを超える25	(6) 25Wを超える30	(7) 30Wを超える35	(8) 35Wを超える40	(9) 40Wを超える45	(10) 45Wを超える50	(1) 50Wを超える60	(2) 60Wを超える70	(3) 70Wを超える80	(4) 80Wを超える90	(5) 90Wを超える100	(6) 100Wを超える110	(7) 110Wを超える120	(8) 120Wを超える130	(9) 130Wを超える140	(10) 140Wを超える150
-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------

(1) 80℃以下のもの	(2) その他のもの	(1) 接点を機械的に開	(2) 液体膨張式のもの	(3) 気体膨張式のもの	(4) 半導体式のもの	(5) その他のもの	(1) バイメタル式の	(2) ないもの	(1) あるもの	(2) あるもの	(3) あるもの	(4) あるもの	(5) あるもの	(6) あるもの	(7) あるもの	(8) あるもの	(9) あるもの	(10) あるもの	(1) あるもの	(2) あるもの
--------------	------------	--------------	--------------	--------------	-------------	------------	-------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----------

器の動作温度	(2) 80℃を超え100℃以下のもの (3) 100℃を超え120℃以下のもの (4) 120℃を超え140℃以下のもの (5) 140℃を超え160℃以下のもの (6) 160℃を超え180℃以下のもの (7) 180℃を超え200℃以下のもの (8) 200℃を超え220℃以下のもの (8) 220℃を超え240℃以下のもの	温度過昇防止の装置の動作温度	(1) 100℃以下のもの (2) 100℃を超え120℃以下のもの (3) 120℃を超え140℃以下のもの (4) 140℃を超え160℃以下のもの (5) 160℃を超え180℃以下のもの (6) 180℃を超え200℃以下のもの (7) 200℃を超え220℃以下のもの (8) 220℃を超え240℃以下のもの	温度過昇防止の装置の種類	(1) バイメタル式の (2) 温度ヒューズ式の (3) その他のもの
--------	---	----------------	---	--------------	---

1 電動式おもちゃ(電気乗物及び電気遊戯盤を除く)	2 電気乗物	3 その他の電動応用遊戯器具	相	縁	二重絶縁方式	接続の体との	電源電線と器	限る場合に	使用場所(浴槽用の内もの)	使用場所(浴室外のもの)	(9) 240℃を超え260℃以下のもの (10) 260℃を超え280℃以下のもの (11) 280℃を超え300℃以下のもの (12) 300℃を超えるもの
(1) 単相のもの (2) 3相のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 10W以下のもの (2) 10Wを超え20W以下のもの (3) 20Wを超え30W以下のもの (4) 30Wを超え40W以下のもの (5) 40Wを超え50W以下のもの (6) 50Wを超え60W以下のもの (7) 60Wを超え70W以下のもの (8) 70Wを超え80W以下のもの (9) 80Wを超え90W以下のもの (10) 90Wを超え100W以下のもの (11) 100Wを超え200W以下のもの	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(1) 浴室内のもの (2) 浴室外のもので屋外のもの (3) 屋外のもの	(9) 240℃を超え260℃以下のもの (10) 260℃を超え280℃以下のもの (11) 280℃を超え300℃以下のもの (12) 300℃を超えるもの

電動機の種数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3のもの (4) 4のもの (5) 5以上のもの	電動機の種類	(1) 分相始動誘導電動機のもの (2) コンデンサー始動誘導電動機のもの (3) コンデンサー誘導電動機のもの (4) くま取りコイル誘導電動機のもの (5) 整流子電動機のもの (6) 3相誘導電動機のもの (7) その他のもの	駆動方式	(1) 電動式のもの (2) 振動式のもの (3) 電磁リレー式のもの (4) その他のもの	間定格時	(1) 短時間定格のもの (2) 連続定格のもの	定格周波数	(1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの	定格周波数	(1) 50Hzのもの (2) 60Hzのもの	(12) 200Wを超え300W以下のもの (13) 300Wを超え400W以下のもの (14) 400Wを超え500W以下のもの (15) 500Wを超え600W以下のもの (16) 600Wを超え700W以下のもの (17) 700Wを超え800W以下のもの (18) 800Wを超え900W以下のもの (19) 900Wを超え1kW以下のもの (20) 1kWを超えるもの
--------	--	--------	--	------	---	------	-----------------------------	-------	----------------------------	-------	----------------------------	---

電動機の極	(1) 2極のもの (2) 4極のもの (3) 6極のもの (4) 8極以上のもの	電動機又は電磁巻線の種類	(1) A種のもの (2) E種のもの (3) B種のもの (4) F種のもの (5) H種のもの (6) その他のもの	種類	(1) 走行用のもの (2) 定置用のもの (3) その他のもの	使用場所	(1) 屋外のもの (2) 屋内のもの	電源電線と器	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	体との	(1) 接続器利用のもの
-------	--	--------------	---	----	--	------	------------------------	--------	----------------------------	-----	--------------

温風暖房機																														
種類	熱源の		電動機の種類	圧定格電	縁	二重絶	装置	昇防過	温度過	作機構	遠隔操	所	使用場	に	の	る	置	あ	房	電	格	置	電	置	電	式	構	暖	合	機
(2)	(1)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)								(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)		
ガスのもの	石油のもの	その他のもの	3相誘導電動機のもの	整流子電動機のもの	単相誘導電動機のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	あるもの	ないもの	あるもの	ないもの	屋外のもの	屋内のもの							1kWを超えるもの	1kW以下のもの	ないもの	あるもの	その他のもの	電熱装置式のもの	ヒートポンプ式の		

電気掃除機										空気清浄機																					
種類	熱源の		電動機の種類	圧定格電	縁	二重絶	装置	昇防過	温度過	作機構	遠隔操	所	使用場	に	の	る	置	あ	房	電	格	置	電	置	電	式	構	暖	合	機	
(2)	(1)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)								(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)			
125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	接続器利用のもの	直付けのもの	ないもの	あるもの	殺菌灯	イオン	発生器	電源電	線との	体との	接続の	方式	二重絶	縁	圧定格電	送風用	電動機	の	種類	の	種類	の	種類	の	種類	の	種類	の	
125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	接続器利用のもの	直付けのもの	ないもの	あるもの	殺菌灯	イオン	発生器	電源電	線との	体との	接続の	方式	二重絶	縁	圧定格電	送風用	電動機	の	種類	の	種類	の	種類	の	種類	の	種類	の	

電気楽器										電気掃除機																					
種類	熱源の		電動機の種類	圧定格電	縁	二重絶	装置	昇防過	温度過	作機構	遠隔操	所	使用場	に	の	る	置	あ	房	電	格	置	電	置	電	式	構	暖	合	機	
(2)	(1)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)								(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)			
整流子電動機のもの	単相誘導電動機のもの	その他のもの	振動式のもの	電動式のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	あるもの	ないもの	あるもの	ないもの	屋外のもの	屋内のもの								3相誘導電動機のもの	整流子電動機のもの	単相誘導電動機のもの	直付けのもの	接続器利用のもの	ないもの	あるもの	800Wを超えるもの	800W以下のもの	125Vを超えるもの

電動式吸入器										サイレン																				
種類	熱源の		電動機の種類	圧定格電	縁	二重絶	装置	昇防過	温度過	作機構	遠隔操	所	使用場	に	の	る	置	あ	房	電	格	置	電	置	電	式	構	暖	合	機
(1)	(2)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)								(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)		
単相誘導電動機のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	屋外のもの	屋内のもの	3相誘導電動機のもの	整流子電動機のもの	単相誘導電動機のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	屋外のもの	屋内のもの							125Vを超えるもの	125V以下のもの	施してあるもの	施してないもの	接続器利用のもの	ないもの	あるもの	その他のもの	3相誘導電動機のもの

1 其他の白熱電灯器具 2 其他の放電灯器具 3 エル・イー・ディー・電灯器具 4 広告灯	定格電圧	(1) 125V以下 (2) 125Vを越えるもの	光源の種類	(1) 蛍光灯用のもの (2) 水銀灯用のもの (3) 白熱灯用のもの (4) エル・イー・ディー灯用のもの (5) その他のもの	光源の最大消費電力	(1) 60W以下のもの (2) 60Wを超える(広告灯100W以下の場合を除く) (3) 100Wを越える300W以下のもの (4) 300Wを越えるもの	光源の最大消費電力	(1) 100W以下のもの (2) 100Wを越える(広告灯300W以下の場合に限る) (3) 300Wを越えるもの
	セットの種類	(1) つり下げ型のもの (2) ツリー付き型のもの (3) その他のもの	使用場所	(1) 屋外のもの (2) 屋内のもの	連結用の接続器	(1) あるもの (2) ないもの	回路の保護機構	(1) あるもの (2) ないもの
	二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施していないもの	電源電線と器具との接続方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの
	電源電線と器具との接続方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの	電源電線と器具との接続方式	(1) あるもの (2) ないもの
	電源電線と器具との接続方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの	電源電線と器具との接続方式	(1) あるもの (2) ないもの

検卵器					電気消毒器
-----	--	--	--	--	-------

付属電機	(1) あるもの (2) ないもの	動力	(1) あるもの (2) ないもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	使用場所	(1) 屋外のもの (2) 屋内のもの	電源電線と器具との接続方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施していないもの	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを越えるもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの	電源電線と器具との接続方式	(1) あるもの (2) ないもの
------	----------------------	----	----------------------	--------	----------------------	-----	----------------------	------	------------------------	---------------	----------------------------	------	-----------------------------	------	---------------------------------	--------	----------------------	---------------	----------------------

家庭用光線治療器										充電式携帯電灯				複写機					
の接続方式	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの	二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを越えるもの	電源電線と器具との接続方式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	電源スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの	二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを越えるもの	電力	(1) 1kW以下のもの (2) 1kWを超えるもの	電力	(1) 1kW以下のもの (2) 1kWを超えるもの

電子応用機械器具												高周波脱毛器									
複写方式	(1) 静電式のもの (2) その他のもの	光源の種類	(1) 蛍光灯のもの (2) 白熱灯のもの (3) その他のもの	駆動電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの (2) 整流子電動機のもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	送風用電動機	(1) あるもの (2) ないもの (3) その他のもの	電力	(1) 5W以下のもの (2) 5Wを越える10W以下のもの (3) 10Wを越える20W以下のもの (4) 20Wを越える30W以下のもの (5) 30Wを越える40W以下のもの (6) 40Wを越える50W以下のもの	電力	(1) 5W以下のもの (2) 5Wを越える10W以下のもの (3) 10Wを越える20W以下のもの (4) 20Wを越える30W以下のもの (5) 30Wを越える40W以下のもの (6) 40Wを越える50W以下のもの

種類	口出し線	ツチ	電源スイ	護機構	回路の保	調光の方	適用ラン	定格電圧	二重絶縁	電源スイ	ツチ	調光器		
												形状	発熱部の熱除去	場合を除
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	
埋込み型のもの	露出型のもの	ないもの	あるもの	ないもの	あるもの	その他のもの	白熱灯のもの その他のもの	125V以下のもの 125Vを超えるもの	ないもの 施してあるもの 施してないもの	あるもの ないもの	ないもの	線有するもの （1）充電部が露出した発熱部 （2）シーズ式のもの （3）スペース式のもの （4）ドータイト式のもの （5）石英管式のもの （6）被覆式のもの （7）ランプ式のもの （8）半導体利用式のもの	（1）あるもの （2）ないもの	（1）あるもの （2）ないもの

デンサー	力率改善	2次電流	の種類の	コン	電	二重絶縁	電	定格電圧	二重絶縁	アラック溶	電	器		器		器		器		
												防水処理	定格電圧	相及び線	二重絶縁	定格電圧	定格電圧	二重絶縁	アラック溶	アラック溶
(2)	(1)	(2)	(1)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
ないもの	あるもの	交流のもの 直流のもの	100Aを超えるもの	90Aを超え100A 下のもの	80Aを超え90A以 下のもの	70Aを超え80A以 下のもの	60Aを超え70A以 下のもの	50Aを超え60A以 下のもの	150V以下のもの 150Vを超えるもの	150V以下のもの 150Vを超えるもの	50A以下のもの 50Aを超えるもの	50A以下のもの 50Aを超えるもの	（1）音響によるもの （2）表示灯によるもの （3）その他のもの	施してあるもの 施してないもの	施してあるもの 施してないもの	125V以下のもの 125Vを超えるもの	125V以下のもの 125Vを超えるもの	単相2線式のもの 単相3線式のもの	施してあるもの 施してないもの	施してあるもの 施してないもの

二重絶縁	電源スイ	定格電圧	電	治療出力	電源スイ	ツチ	電源電線	と器体との	接続の	二重絶縁	方式	器		器		器		器	
												生成物質の種類	定格電圧	種類	二重絶縁	電	電	電	電
(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
施してないもの	施してあるもの	ないもの	あるもの	直付けのもの	ないもの	あるもの	直付けのもの	接続器利用のもの	125V以下のもの 125Vを超えるもの	施してあるもの 施してないもの	施してあるもの 施してないもの	（1）陰イオン （2）オゾン （3）アルカリ性の水及び酸性の水 （4）その他のもの	125V以下のもの 125Vを超えるもの	施してあるもの 施してないもの	コンデンサー型のもの フィルタ型のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	あるもの ないもの	あるもの ないもの

下	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	（直流の場合に限る）	機		機		機		機		機		機		機		
							定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧	定格電圧
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
400Wを超える500W以下	300Wを超える400W以下	200Wを超える300W以下	100Wを超える200W以下	100W以下のもの	2kVAを超えるもの	900VAを超え1kVA以下のもの	800VAを超え900VA以下のもの	700VAを超え800VA以下のもの	600VAを超え700VA以下のもの	500VAを超え600VA以下のもの	400VAを超え500VA以下のもの	300VAを超え400VA以下のもの	200VAを超え300VA以下のもの	100VAを超え200VA以下のもの	100VA以下のもの	125Vを超えるもの	125V以下のもの	3相のもの	単相のもの	125V以下のもの	125Vを超えるもの

充電電 の上限 の電 種	単電池 の電 種	質の電 種	単電池 の電 種	リチウム イオン 蓄電池 の形状	リチウム イオン 蓄電池	種類	原動機 の種類	巻線の絶 縁の種類	限る。 の場合に 流のもの の種類が交 流のもの の場合に 限る。	周波数 (出力の 種類が交 流のもの の場合に 限る。)	定格出力 周波数 (出力の 種類が交 流のもの の場合に 限る。)	類	発電機 の種類	出力の種 類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
															500Wを超え600W以下のもの	600Wを超え700W以下のもの	700Wを超え800W以下のもの	800Wを超え900W以下のもの	900Wを超え1kW以下のもの	1kWを超え2kW以下のもの	2kWを超えるもの	交流発電機のもの	直流発電機のもの	交流のもの	直流のもの	50Hzのもの	60Hzのもの	その他のもの	A種のもの

別表第二の一 接続器の寸法

a 差込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクタポデイ、アダプターその他の差込み接続器(アイロンプラグ及び器具用差込みプラグを除く。)であつて、次の表1、表2及び表3の左欄に掲げるもの寸法は、それぞれ表1、表2及び表3の右欄に掲げる図によること。

極配置	差込みプラグ	定格電流 (A)	定格電圧 (V)	寸法	図1	図2
					15以下	125

組電池の質量	組電池の個数	過充電の保護	用途	組電池の種類	組電池の質量	組電池の個数	過充電の保護	用途	組電池の種類
(1) 7kg以下のもの	(1) 1個のもの	(1) 組電池で制御するもの	(1) 携帯機器用のもの	(1) はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に固定して用いられるもの	(2) 7kgを超えるもの	(2) 2個以上のもの	(2) 組電池搭載機器又は充電器で制御するもの	(2) 卓上機器用のもの	(2) その他のもの

⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋
20以下	20以下	20以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下
250	125	125	125	125	125	250	250	250	250
図1	図1	図1	図9	図8	図7	図5	図5	図5	図5

⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋	⌋
15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下
250	250	125	125	125	125	125	125	125	250
図7	図6	図5	図4	図3	図1	図1	図1	図1	図1

下 20 以	下 20 以	下 20 以	下 20 以	下 20 以	下 20 以	下 15 以	下 15 以
250	250	125	125	125	125	125	125
5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	8

					極配置 込み接続器 (表1及び表2に掲げるものを除く。)	定格電 流 (A)	定格電 圧 (V)
下 15 以	下 15 以	下 15 以	下 15 以	下 15 以	マルチタップ、アダプターその他の差し込み接続器	15	125
125	125	125	125	125	マルチタップ、アダプターその他の差し込み接続器	125	125

1 (備考) 定格電圧が125V以下の2極のものであって、刃受け穴に扉を有し、その扉が刃を抜いたときに自動的に閉じる構造のものにあつては、刃受け穴の幅の寸法は、図1によることを要しない。
2 寸法
3 1
4 1
5 1

下 15 以	下 15 以	下 15 以	下 15 以
125	125	250	250
9	8	7	6

1 (備考) 極性の区別を有しないものにあつては、刃幅は6.3mmH0.3mm、刃受け穴は7mmH0.3mmとする。
2 刃受けにボッチを有さないものにあつては、1.7H1の数値は、適用しない。

1 (備考) 極性を有しない2極のマルチタップにはあつては、刃受け穴の縦の長さは、図1によることを要しない。この場合において、刃受け穴の縦の長さは、300mm以下とする。

2 Nの記号は、接地側の電線の接地される極を表す。

3 1.7H1及び1.3.5H1の数値は、適用しない。

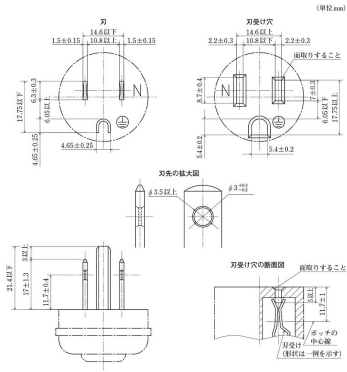
4 Nの記号は、接地側の電線の接地される極を表す。

- 1 (備考) 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

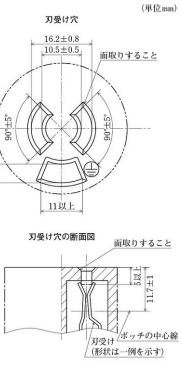


の記号は、接地極を表す。

図5



- 1 極性の区別を有しないものにあつては、刃受け穴は7mmH0.3mとする。
- 2 刃受けにボッチを有しないものにあつては、1.1.7H1の数値は、適用しない。
- 3 接地極の刃は、直径4.65mmH0.25mmの丸棒にすることを妨げない。



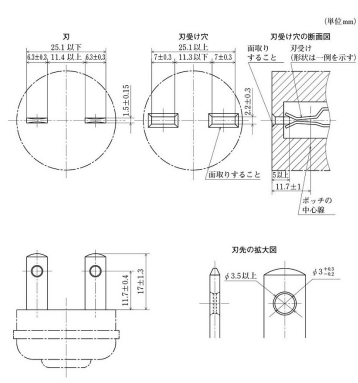
- 4 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、



の記号は、接地極を表す。

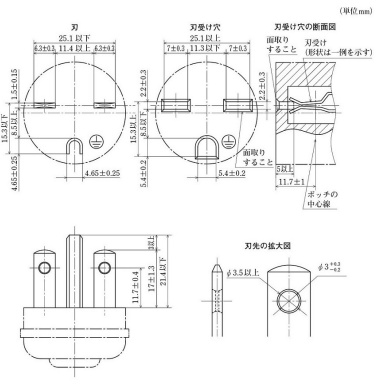
- 5 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

図6



- 1 (備考) 刃受けにボッチを有しないものにあつては、1.1.7H1の数値は、適用しない。

図7



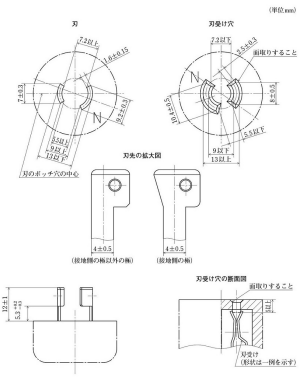
- 1 (備考) 刃受けにボッチを有しないものにあつては、1.1.7H1の数値は、適用しない。
- 2 接地極の刃は、直径4.65mmH0.25mmの丸棒にすることを妨げない。

- 3 の記号は、接地極を表す。



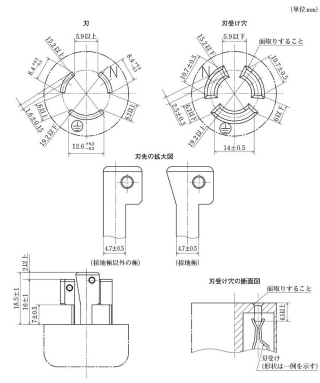
- 4 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

図8



- 1 (備考) Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図9



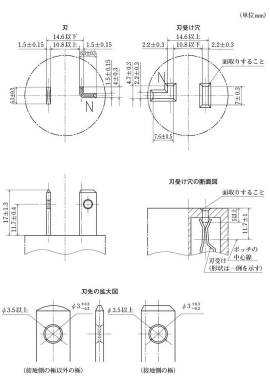
- 1 (備考) Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、



の記号は、接地極を表す。

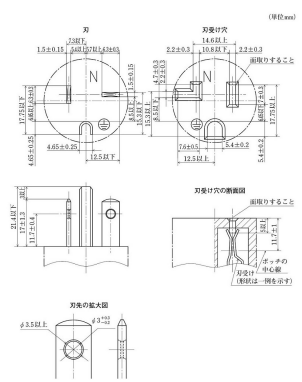
- 2 接地極にあつては、6.5以上とある規定は、適用しない。

図10



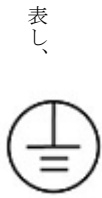
- 1 (備考) 刃受けにボッチを有しないものにあつては、1.1.7H1の数値は、適用しない。
- 2 接地極の刃の寸法は、刃の幅方向については適用しない。
- 3 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図11



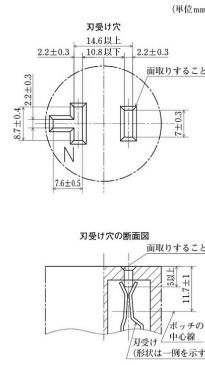
- 1 (備考) 刃受けにボッチを有しないものにあつては、1.1.7H1の数値は、適用しない。
- 2 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。
- 3 接地極の刃は、直径4.65mmH0.25mmの丸棒にすることを妨げない。

4 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を

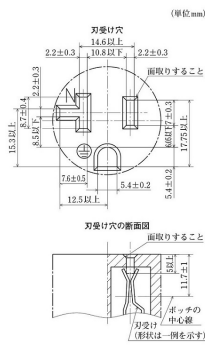


の記号は、接地極を表

す。
図12



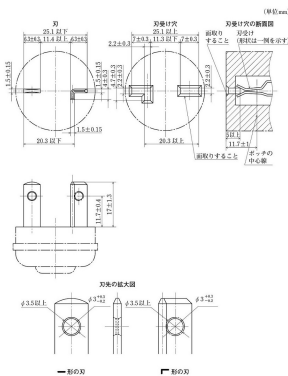
(備考)
1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、
1.1.7H1の数値は、適用しない。
2 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を
表す。
図13



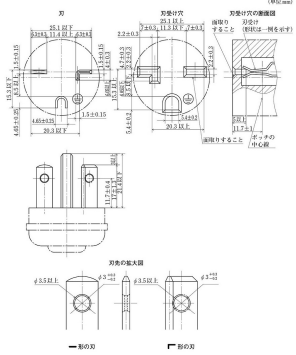
(備考)
1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、
1.1.7H1の数値は、適用しない。
2 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び
5以上とある規定は、適用しない。
3 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を
表し、
の記号は、接地極を表



す。
図14



(備考)
1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、
1.1.7H1の数値は、適用しない。
2 形の刃のボッチ穴の寸法
は、刃の幅方向については適用しない。
図15



(備考)
1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、
1.1.7H1の数値は、適用しない。
2 形の刃のボッチ穴の寸法
は、刃の幅方向については適用しない。
3 接地極の刃は、直径4.65mmH0.25
mの丸棒にすることを妨げない。
4 の記号は、接地極を表す。
5 接地極にあつては、1.1.7H1の数値及び
5以上とある規定は、適用しない。
b aに掲げるもの以外のもの寸法は、次に
適合すること。
(a) aに掲げるものに接続して使用すること
ができない寸法であること。
(b) 刃受け金具の沈む深さは、外かくの受け
口面から5mm以上であること。ただし、
アイロンプラグ、器具用差込みプラグ並び
に定格電流が10A以下のコンセント及び
コードコネクタボディであつて、刃受け
穴の直径または短辺が3mm以下のもの
にあつては1.2mm以上、刃受け穴の直径
または短辺が3mmを超え5mm以下のもの
にあつては1.5mm以上、刃受け穴の
直径または短辺が5mmを超えるものにあ
つては3mm以上の深さとすることができ
る。



の記号は、接地極を表す。

別表第三 検査の方式(第11条関係)

1 特定電気用品について行う検査

(1) 製造工程において行う検査

特定電気用品の製造工程において行う検査は、当該特定電気用品の製造の方法に
応じ、当該特定電気用品を技術基準に適合さ
せるために適当と認められる方法で、常
時、当該特定電気用品の構造、材質及び性
能について行うこと。

(備考) 材料又は部品に係る検査は、材料又
は部品の購入に際して行う受入検査で当該

検査と同等以上と認められるものをもって
代えることができる。

(2) 完成品について行う検査

特定電気用品の完成品について行う検査は、
ヒューズ(容器を有する温度ヒューズであ
つて、その容器が充電されない構造のもの
を除く。)にあつては外観について、次の
表の左欄に掲げる特定電気用品にあつては
外観、絶縁耐力、通電及び同表の右欄に掲
げる事項について、その他の特定電気用品
にあつては外観、絶縁耐力及び通電につ
いて一品ごとに技術基準に適合する方法に
よる行うこと。

特定電気用品 配線用遮断器	検査事項 過電流引 外し特 性
漏電遮断器	過電流引 外し特 性及び 漏電引 外し特 性
動作時間の種 類が高速型 のもの	過電流引 外し特 性及び 漏電引 外し特 性
アンペア制用電流制限器	過電流引 外し特 性
令別表第1第6号から第10 号までに掲げる機械器具で あつて、温度過昇防止装置 として用いる温度により動 作する自動スイッチを有す るもの	動作特性 温度過昇 防止装 置とし て用い る温度 により 動作す る自動 スイッチ の動作 特性

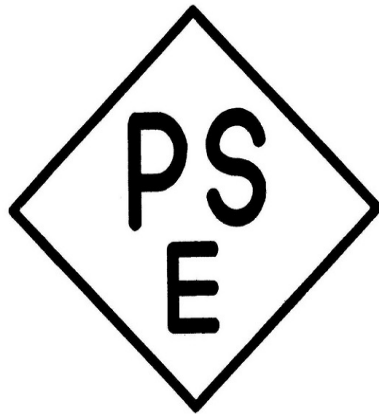
(3) 試料について行う検査

特定電気用品の材料、部品、半完成品又は完
成品から任意に抽出した試料について行う
検査は、当該特定電気用品の主要な材料若
しくは部品、設計、製造方法又は製造設備
を変更した場合及び当該特定電気用品の材
料、部品、半完成品又は完成品を技術基準
に適合させるため必要と認められる場合

電流制限器	面に容易に消えない方法で行う表示をもつて代えることができ、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。
小形单相変圧器及び放電管	電圧調整組み込まれる小形单相変圧器にあつては、包装容器の表面に消えない方法で届出事業者名及び検査機関名を表示する場合は、これらを省略することができる。
電動機	小形交流表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。
電熱器具	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電動力応用機械器具	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
光源及び光源応用機械器具	光源及び表面の見やすい箇所に消えない方法で表示すること。ただし、白熱電球、蛍光灯ランプ及びエール・イー・ディー・ランプにあつては、1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。ただし、装飾用電灯器具にあつては、1品ごとに容易に離れず、かつ、消えない方法でラベルにより表示する場合は、これを省略することができる。
電子応用機械器具	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
（令別表第1第8号に掲げるものを含む。）	
交流用電機器具（令別表第1第9号及び	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

令別表第2第11号に掲げるもの）
 携帯発電機
 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
 リチウムイオン蓄電池（令別表第2第12号に掲げるもの）
 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、包装別表第二容器の表面の見やすい箇所に消えない方法で第17条第1項第2号に規定する記号及び届出事業者名を表示する場合は、これらを省略することができる。

（備考）
 表示すべき事項は原則近接して表示すること。
 別表第六 特定電気用品に表示する記号（第17条関係）



電線、ヒューズ、配線器具等の部品材料であつて構造上表示スペースを確保することが困難なものにあつては、本記号に代えて「PSE」とすることができる。
 別表第七 特定電気用品以外の電気用品に表示する記号（第17条関係）



電線、電線管類及びその附属品、ヒューズ、配線器具等の部品材料であつて構造上表示スペースを確保することが困難なものにあつては、本記号に代えて「PSE」とすることができる。